

第三十一回 参議院社会労働委員会會議録第十一号

昭和三十四年二月十七日(火曜日)午前十一時三十九分開会

委員の異動

二月十六日委員坂本昭君及び小柳勇君辞任につき、その補欠として阿具根君及び吉田法晴君を議長において指名した。

本日委員草葉隆園君辞任につき、その補欠として高野一夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 久保 等君
理事 勝俣 稔君
柴田 榮君
常岡 一郎君

委員

小林 英三君
紅露 みつ君
斎藤 昇君
高野 一夫君
谷口弥三郎君
西田 信一君
横山 フク君
阿具根 登君
片岡 文重君
藤田藤太郎君
吉田 法晴君
竹中 恒夫君
田口長治郎君
山下 春江君
北條 秀一君

衆議院議員
海外同胞引揚及び
遺族家族援護に
関する調査特別
委員長

國務大臣

厚生大臣 坂田 道太君

府委員

厚生大臣官房長 森本 潔君
厚生大臣官 山本 正淑君
厚生省公衆 衛生局長 尾村 俤久君
厚生省医務局長 小澤 龍君
厚生省業務局長 高田 正巳君
厚生省社会局長 安田 巖君
厚生省保険局長 太宰 博邦君
厚生省引揚 援護局長 河野 鎮雄君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の會議に付した案件
○未帰還者に関する特別措置法案(衆議院提出)
○社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○社会保障制度に関する調査の件(昭和三十四年度厚生省関係予算に關する件)

○委員長(久保等君) これより社会労働委員会を開きます。
委員の異動を報告いたします。二月十六日付をもって、坂本昭君及び小柳勇君が辞任し、その補欠として、阿具根君及び吉田法晴君が選任されました。

二月十七日付をもって、草葉隆園君が辞任し、その補欠として、高野一夫君が選任されました。

○委員長(久保等君) 未帰還者に関する特別措置法案を議題といたします。御意見を願います。

○吉田法晴君 未帰還者の中で消息を明らかにし得ない者について、特に留守家族の希望を参酌して宣告をする者の待遇等について法案が出ておるわけでありまして、資料を拝見いたしますと、去年じゅう国その他の間の未帰還者調査に關する対外交渉経過一覽表をいただいておりますが、この資料なり経過に關連をしてお尋ねしたい点が一点ございまして。これは提案者に対する質問というよりも、むしろ厚生省にいたしたところでありまして、従来、政府から特に中国に対して行方不明者等の調査を依頼せられました場合に、戦争中の蒋介石時代の点については責任を持つてお答えをすることはできない、責任を持つてお答えすることは、具体的な人をあげての照会に対しては、できるだけ調査をしよう、こういう態度でこられておりますが、これに關連して中国で行方不明になった者についてはできるだけ調べていただきたい、あるいは調べようといふことがいけば民間団体と申しますか、三団体なり、あるいは赤十字等からいろいろされておりますが、そうしてそれに対してできるだけだけの調査、照会がなされておりますけれども、これに關連をしまして、日本側から、戦争中参りました強制的に連行をされて、鉱山その他の強制労働につかされたいわゆる華人労働者の事情

調査については、中国の国民が非常に関心を持ち、あるいは政府としてもその事情を知ることを見込んでおられますが、外務省に名簿等があるにかかわらず、従来、日本側からは、この華人労働者の事情調査について何ら誠意が示されなかった。で、こちらから日本の国民として調査を依頼したい、あるいは調査をしてもらいたいというのならば、こちらからもできるだけ日本にありました中国人その他の事情について、これは調べてあげるのが当然だと考えられますけれども、従来の政府の態度というものは、あるものも出さぬ、こういう事態がございましたが、この際、政府のこの問題についての考え方を承わりたいと思つております。

○政府委員(河野鎮雄君) 華人労働者の遺骨調査の問題でございますが、ただいまの御質問にありましたように、かねてから国会方面でも御要望のあったところでもございまして、政府といたしまして、できるだけこちらからもいろいろのことをお願いをしていける事柄もございまして、できるだけ誠意をもつてこの問題を明らかにしたいといふことで昨年来努力をいたしてきている次第でございます。

ただいまお尋ねの中に、外務省で名簿があるはずだといふふうな御発言がございました。これがございましては、私どもも非常に作業がやりやすくていいわけでもございまして、外務省にも再三そういうものがないかといふふうなことをお尋ねをしておるのでございしますが、外務省では、ないということ

を申されておりますので、やむを得ず、各事業所等に連絡をとりまして調査をし直すといふふうな態度で作業を進めておる次第でございます。昨年の夏ごろからこの調査にかかつておるわけでございます。

第一回の調査につきましては、一応書面照会をいたしまして、府県を通じて、事業所からできるだけの資料を集めるということでもスタートをいたしましたのであります。昨年の秋までにある程度の資料がまとまつて参つております。約六千人くらいおるのではないだらうかといふふうな情報も得ておりますので、大体その辺を目安といたしまして、そこまでの資料を極力集めるというところでやつておるわけでございしますが、現在手元にわかつております一応の報告がありましては、まだ四千あまり、ただこれは一応の資料でございまして、果して正確かどうかというその角の度の問題につきましては、なお検討を要するのではないかと。なくなつたという方の報告を軽々に発表いたしましたという、事実と違ふといふふうなことは非常に申しわけないので、慎重にその裏づけ等もやつてみたいといふことでおるわけでございまして。

それから第二回目、一応そういうふうな書面の照会をいたしまして、それから第二回目の手段として、おもだつた県を呼びまして、大体の事情をよく話して、さらに一回調査をしていくというところで、昨年の秋に二回目の手段をとつたわけであります。その結果が大体手元に集まつてきておるわけでござ

ございますが、まだその取りまとめができておりませんので、結果を申し上げるところまでいっておりません。

それから第三回目的手段といたしまして、ことしに入りましてからまた大きな一大きなといふのは、比較的多数の労働者がおただろと思われ事業所のある府県を呼びまして、さらに具体的な調査方法を指示いたしまして、目下、極力名簿の整備につぎまして関係府県を督促をいたしておるような次第でございます。

私も事務の目標といたしましては、一応、本年度末までにできるだけの調査を終えたいというふうなことで極力やっておりますので、御了承いただきたいと思ひます。

○吉田法晴君 遺骨の調査と、それから華人労働者全部について調査をなされておるのだと思ひますが、私も、遺骨の調査について各府県当り照会が出たことは知っております。今は遺骨とそれから全部の事業所について、府県を通じて照会をしておるといふことなんです、本年度幾らの予算が見えてあり、それから本年度末まで云々ということですが、今のようないて調査が終わるかどうかわからぬ。そうすると、来年度についてどういふように予算措置をし、準備しようとしておられるのか承わりたい。

○政府委員(河野雄雄君) 本年度スタートいたしますときは、書面照会でございますので、最初は予算措置をとらないでやったわけでございますが、その後、やはり足にものをいわせて、事業所を回って調べるといふことでなければならぬということ、予備金を

約二百万円ほど計上いたしまして、主として旅費でございますが、本年度中に調査を終るといふ目標でやっておるわけでございます。何といひまして、名簿と申しますか、どういった人がなくなつたかという人の名前を明らかにすることがまず先決であらうといふことで、本年度はそこに目標を置いて仕事をいたしておるわけでございます。来年度予算につきましては、一応調査が終つて、今度いよいよ取骨をするといふような作業に移るといふ建前で予算を組んでおります。今度の予算で二百万円余りの予算を計上いたしまして、これは主として取骨作業、取骨を行うといふ建前で参りたい。かように考へておる次第でございます。

○吉田法晴君 私、先ほど外務省に資料があるといふことを申し上げたのですが、私自身も外務省について現物を確認してあると申し上げたわけではないのです。しかし、外務省にあるといふものを写真にとつたものがございまして、これは御承知であらうと思ひます。で、問題は遺骨の調査あるいは送還にいたしまして、あるいは行方不明、戦争中に強制労働に従事いたしました華人労働者の事情調査について、民間団体で今までやつて参りました、そういう方面のこれは資料がございまして、今まで遺骨調査なりあるいは送還、あるいはその他の華人労働者の事情調査等について民間がこれだけやつて参り、それから送還についてもあるいは中国における行方不明者の調査、あるいは帰国その他についても、今まで政府が、これは中国に対する態度もありまされども、この問題についても本腰でなかつたために、民間段階で、結

局、依頼をし、あるいは調査をする。こういうことでやつて参りましたから、従来の関係団体の協力なしに、政府だけでおやりにならうといふたつて、あるいは府県だけを通じて通牒を出すといふことで実際にいくは参りません。そこで民間団体の協力を得て、日本側としてやるべき調査を進める。こういう方針でなければならぬ。どうも私は考へるのですが、その点に於いての政府の方針を承わりたい。

○政府委員(河野雄雄君) お説の通り、従来民間団体でやつて参つたこととでございます。政府がやるにつきますとどういふふうなやり方をするかといふことになりまして、要は目的を達成するといふところにあると思ひます。対府県、対事業所に対する関係、いろいろ微妙な問題もございまして、ただいまのところは、政府と公共団体と協力してやるという態勢で実施をいたしておるわけですね。その方がむしろスムーズにいくのじゃないかというふうな考へ方を持つておるわけですね。今まで民間団体でおやりになつておりました調査の成果というの大体私の方でわかつておりますから、ただいま申し上げましたような線でいきたいと、かように考へておるわけですね。

○吉田法晴君 ちょっととはつきりいたしません、大臣もおられますから申し上げておきたいと思ひますが、これは政府側では従来うまくいかなかつた。しかし、日本の民間団体も遺骨の調査、収集、送還、それから行方不明者の調査、これをこちらでもやる。向うでも、向うは民間団体だけでなくつて、紅十字会、政府等も協力してくれ

ているのですけれども、要するに、これは国民と国民といふか、あるいは民族と民族といふかは友好関係が、これは人道問題に關連します友好関係が事実打ち立てられてきた。大へんおくれで、昨年の後半になつてようやく政府も動き出した。しかしながら、文書で照会をするといふような、いわばおさなりのなやり方でやられた。それでいふかぬものだから、二百万円計上したといふことですが、従来のやはり実績なりのあるいは最善の努力をして参りました民間団体の協力なしには実際に残つてゐる遺骨を発見し、あるいは従来わかつてゐたところの事情を調査するのですから、これは民間の、そういう過去において成果を上げて参りました民間団体の協力なしには進まぬと考へますが、その点は、局長からあつた答弁は少しはつきりしませんでしたけれども、民間団体の協力を得て進めていくといふ方針を一つはつきりして、国民あるいは民族としての責務を果していただく、こういうふうな考へるのです。いかがですか。

○國務大臣(坂田道太君) お答えをいたしますが、やはりこの問題は、最後の確認をいたすには、やはり政府として確認をいたさなければならぬので、必要に応じて、私はやはり今までやられた民間団体の成果といふものも、われわれとしては一つ考へまして、そして、最後の確認といふものはやはり政府がやっていくといふことではなからぬのではないかと考へておると思ひます。

○吉田法晴君 あまりこの問題を長くやるつもりはないのですが、今までやつてきた民間団体の努力を、その効

果だけをちよいと取り上げる。こういうことでは、これはこれからの困難な遺骨収集調査なりあるいは行方不明の調査といふものができるわけがありません。心から今までの功績について、将来はとにかく、民間で自分で金を使つてあるいは山の奥にとかく足を踏み入れて、そして調査をし、あるいはこの収集、送還をしていくのですから、心からこの民間団体の努力というものについて敬意を払い、そして心からなる協力によつて、初めて今後の困難な調査が進むのですから、その点に要望いたしておきますが、成果をすくく上げるといふようなやり方でなく、ほんとうの協力態勢を、頭を下げての協力態勢を一つとつていただきたといふことを要望いたしておきます。

それから、これは局長にですが、多く使つておつた民間会社なり民間団体なりに照会するといふことですが、その当時の労働協会の責任者であつたといふ人もなお現存をしておられ、あるいはそういう人がむしろ遺骨をどこかに隠したのではなからうと思ひますが、持つて回つておつた、こういうような事態もあつたので、こういう方面こそ、これは政府としては協力を求められる手もあると思ひます。そういう意味で、民間団体の心からの協力をお願いしたいといふことを申し上げておきますが、昨年北京道の山の中から出てきた劉連仁の問題がございまして、これは外務省というより、むしろ政府、官房長官に折衝してその事情を明らかにし、これを戦争中に強制連行された華人労働者の中の一人として、その生

きた証人といえはあれですが、遺骨でなくて、生きた人なから、これに調査をいたします華人労働者の事情の調査、それから責任を明かにすると、それは責任を明らかにし、あるいは悪かったところは悪かったとして、そして劉連仁氏についても、政府の謝罪の意思を表明して、そして手厚く取り扱って送り届けてもらいたい、こういう要望をしたのですが、政府では、山の中におられたという事について、は、その苦勞に慰勞の言葉をかける、あるいは何かからぬけれども何がしかの金を、十万円ほどだったと思いますが、金を出す、こういうことをやられましたが、劉連仁氏を含む全部の華人労働者について、戦争中のことでありますけれども、日本の政府として、あるいは国民として、責任を感じ、そしてその事情を明らかにし、謝意を含めて丁寧に送り届ける、こういう態度ではなかつた。これは御存じだと思ひます。こういうことは、中国に対して向うの行方不明者を調査して下さいと言つたつて、これは責任上もできませんけれども、これでは向うに對してできるだけ調査をお願いしたいと言へる態度ではなからうと思ふんです。劉連仁氏の問題と、それからその他の遺骨あるいは華人労働者の行方不明調査について、同じであるとは言ひませんけれども、似たようなものが從來ありまして、これは、私は日本政府あるいは日本国民自體の態度ではなからうと思ひます。この点については、根本的に私は、政府の態度が變つて、悪かつたところは悪かつた、それからそのあやまちの調査についても全責任を負う、こういう態度でなければならぬと思ふ

うのでありますが、劉連仁氏の問題を含み、遺骨あるいは華人労働者の調査について、もつと根本的に態度を改めて、民間団体の協力をも得て調査を進めるという態度でありますのかどうか、重ねて承わりたい。

○政府委員(河野廣雄君) 從來の事業所におつた人について、遺骨その他死亡者の調査をやるというふうなことは、お説の通り必要であらうと思ひます。ただ、古いことでもございますので、そういった人がなかなか思うように見つからなかつたりなんかするようない点もございまして、意にまかせない点もございまして、その点は、御指摘のように、当時労働者の扱いをした人たちの話もできるだけ経路をたどつて引き出すようにいたしたい、こういうつもりでおるわけでありまして。

それから、劉連仁の問題についてもお尋ねがございましたが、私も厚生省といたしましては、丁寧に御礼しますという事は担当したわけでございますが、その当時の責任関係がどうのこうのというやうな問題になりますと、実は厚生省としては処理いたしかねる事柄でございまして、そういうふうな角度からこの問題に実はタッチしておりませんので、この点は御了承いただきたいと思います。

○吉田法晴君 厚生大臣に、お話を聞いておられると思うのですが、大臣の意向を承わりたいのですが、行方不明者の調査についても、日本側としてやるべきものをやらないうで、あるいは中国を敵視し、事情の調査を中国側の責任であるかのごとくするために調査を依頼されるという点もあつたらうと思ふんです。が、昨年の劉連仁問題、こ

れは、私どもの方の所管だと言われませんけれども、しかし、問題は、帰還だとかあるいは行方不明者の調査だとか、そういう問題は、私どもは、人道問題としてこれは双方の国民がその最善を尽さなければならぬと考えております。ところが、昨年の劉連仁氏についての政府の態度というものは、これはまあ外務省あるいは政府と、今逃げられましたが、しかし、実際に人道問題全部のあれから言いますと、これは厚生省も知らぬというわけにいかぬと思ふ。この問題について、中国側では非常に怒つてゐる、劉連仁氏を含んで。そして、今日まで劉連仁氏の問題についての責任あるいは賠償、これは他の華人労働者を含んで要求をされ、あるいは大会が持たれたりしてありますけれども、日中間の一つの問題、人道上の問題に関連する一つの重要な問題、厚生省はおれの方は知らぬというわけにはいかぬという問題です。劉連仁氏の問題についての厚生大臣の所見も承りたいし、それから他の日本側でやるべき遺骨の調査あるいは労働者の調査その他行方不明者の調査の問題について、厚生大臣の意思、決意を承わりたい。

○國務大臣(坂田道太君) ただいまの御質問でございまして、実は劉連仁の問題については、私つまびらかにいたしておりません。しかしながら、ただいまお話を承わつておりますれば、大体様子はわかつてくるのでございまして、やはりそれらの問題につきましては、仰せの通り、人道上の問題でございまして、いろいろの問題はあります。わかれわれ政府としましては、やはり丁寧に送り届すとい

趣旨には私どもも賛成でございます。ただ、そのときの事情等を私つまびらかにいたしませんで、はつきりした御答弁ができないと思ひますが、こちらから中共の方々にお願ひをして日本人のまだ行方不明になつておられる方々を探して送り届けておきたいと思ひます。と言ふからには、やはりこちらとして日本においても政府としてやるという点については、私は當然なことであるといふに思ひます。その基礎の上でなければ、やはりこういう問題が解決できないといふふうに私も考えておる次第でございます。

○吉田法晴君 重ねて最後におそれ入りますが、劉連仁氏の問題について責任を明らかにし、それから賠償という言葉を使われておりますけれども、劉連仁氏に関連する日本の責任というものが明らかにせられておらぬ。うやむやのうちに歸された、こういうことで問題が残つておりますので、劉連仁氏の問題についても責任を明らかにし、それからこれは国民の代表は政府ですから、政府として賠償等の責任を果すことをやらなうやならぬと思ひし、それから劉連仁氏は華人労働者の中の一員として来られた。これは明治維新の資料の中にも明らかにされておる。従つて、遺骨調査なりあるいは華人労働者の事情調査について、政府の中に一部あるくらいです。それから、全国的に最善の調査をし、それからそれについて責任を明らかにすること、日本国民の過去における罪惡の責任を果すという態度をお願いしたいと思ふ。それから、同じことであるいはベトナム等についても、向うから調査をして送り届

すということが行われておるわけでありまして、他のベトナムその他の国々においても同じ事情にあると思ふ。こちらの責任を果し、悪かつたところは悪かつた、それから謝罪するところは謝罪する、あるいは賠償と申しますか、責任を表明する方法も考へる、誠意を尽す、こういうことでなければならぬと思ふのであります。それらの点については、從來とも多少事情調査等はやつておられたけれども、十分じゃございません。十分じゃございせんから、新しい大臣は、この際、はつきり日本の責任を果すというように督勵をし、厚生省として行方不明その他についてはわれわれは責任はないのだという、こういうことと、やなく、日本の国民の代表として行方不明者の調査なりあるいは帰還その他については、これは厚生省の責任になつてゐるのですから、厚生省で一つ責任を持つて事情を明らかにし、責任を果す、こういうふうになつてほしいと思ひます。申し上げたいと思ふのであります。

○委員長(久保等君) 他に御発言もございませぬから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なお、修正意見等のおありの方は、討論中にお述べをお願いします。

他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございせんか。

ですから、はつきりしたお考えを持っていかなければなりませんので、隔意のない御所見をこの際伺っておきたいと思ひます。

○國務大臣(坂田道太君) お答えを申し上げます。片岡委員からのお話は私も全く同感に考へておるわけでございまして、御承知のように、私も予算編成の後に厚生大臣になりましたわけでございしますが、私もおかねがね実は文教委員といたしまして、精進の教育という問題につきましては、非常に私これではいけないということで、実は一昨年にはなりましたか、精進学校というものを、わずかでございましてたけれども、初めて予算に計上することに努力をいたしました経験も持つております。もちろん本年度の予算におきまして相当にこれは増額をされて参つたのでございしますが、私の気持ちとしては、これは、これは解決できない多くの問題を持つておる。ただ、また精進の学級だけではだめだ、やはり精進の施設というものの学校というものをブロック別あるいは将来に当つては県別といふところまでいかなければならぬといふような気持ちを持つておつたわけでございまして、はからずも、今回厚生大臣になりましたので、片岡委員と全く同様の気持ちを持つておりますもので、これくらい予算では、今お話の通り六万何千人の方をただいますぐ収容するといふ段階には至っておりませんけれども、今後大いにこの面に私は努力をいたしたいといふふうに考へておるわけでございまして、また同様に、重症精神の国立施設に對しても、私は決してこれで十分だといふふうには考へておりませんので、こ

れらをあわせて一つこれらの精進の児童並びに精神の方々、どうしても自分の力では立ち上ることができない人々、そういう方々に対して、社会なりあるいは国なりが、施設なりあるいはそれらに対する幾分なりとも職業指導といふようなものもやつていくといふことが私は必要であるといふふうに考へておるわけでございまして。

○片岡文重君 全く今後の御努力は、厚生大臣となられたならばせざるを得ないというお気持ちに私はなれると思ひます。それが当然だと思ひます。しかし、いつも御答弁としては、おおむねそういう御趣旨の御答弁を伺うのですが、残念ながら担当大臣がかわられるたびにこの方針がぐらついて参ります。特に精神者問題については数年前からしつこく私も希望申し上げておるのですが、たしか神田厚生大臣であつたと思うのですが、総合的な基本計画を立てて具体化していくように努力をする、といふふうな約束されておるのですが、その具体的な総合計画なるものもいまだ私は拝見いたしてありません。一方亮春婦人御承知のように廃止されて、法の上からは日本の国内には亮春婦人などというものは存在しないはずである、街娼婦もおられないはずである、ところがなお残念ながらいふ方々が皆無とは言えない。しかもこれらの人々は相談所や施設に収容しやうとしても、なかなか集まりが悪いやうです。たまたまた来ても、これらの人々にあたたい援助の手を伸べて、その施設にとどまり得るような状態にはなつておられない。従つて、それらの中に自力をもつてつらばな社会人として更生しようといふ意欲のあるもの

は、そういう政府の手ぬるい措置にはたよらずに自分でやつていくやうでなつて困つておる人々の非常に多くは、この精神者であるといふことで、この点をやはり政府としては十分考へていただかなければならぬ。こういう人々を放置しておけば、本人の不幸はもとよりのこと、やがては社会にも大きな不幸をもたらすのですから、これはどうしても、たとえIQが五十以上であつても何とか収容をしていく方法を考へなければならぬ。さした方法が考へられなければならぬ。同時にできないとしても、同時にできないから五十以下だといふことにきめたのでしうが、それにしてもこういうたくさんある数があるのですから、もつと思ひ切つた措置をとつてこれではやはり作らなければならぬ。今年度これがもしふやうなことができないとするならば、少くとも継続事業として毎年やはり作つてやつていたきたいと思ひます。とりあへず一カ所とか二カ所ではなくて、これは重精神児の収容施設のときも私は強く要望したのですが、少くとも北海道、東北、関東、中国、近畿、四国、九州といふ各、中

とにかく全国にわたつてブロック別には一カ所ないし数カ所の施設は作るべきではないか。大施設よりもやはり数多く作つて、どうせこれは散在しておるわけですから、なるべく収容しやすいやうに私はすべきだと思ひます。この際この施設はこれをもつて打ち切られる考へなのか、来年もさらに続けて増設をされていくおつもりなのか、その御方針を一つ伺いたい。

○國務大臣(坂田道太君) 私といたしましては、この程度では全く不十分だ

といふふうな考へておりました、来年度にはこれ以上のものを増設いたしたいといふふうな考へております。

○片岡文重君 それから時間がないやうですけれども一つ伺つておきますが、この施設に収容することが必要かどうかの判定は調査員の判断によるものであつて、統一的な基準はないが、おおむね本人の症状と家庭環境等によると、この御説明になつておられます。そこでたくさん数の中から選ばれたものにははた不幸中の幸いといふ感じがしうか、そういう境遇になつておるのですが、この調査員の大体の判断の基準となるものはやはり全然なくていいといふわけではなからうかと私は思ひます。対象が対象ですから、きちつとしたワケをはめて、それで救ひ上げていくというわけには参らないかもしれませんけれども、おおむねどの程度のことといふことは考へられてし

かすべきじゃないか、この点はいかがでしうか。

○政府委員(安田巖君) 今の御指摘になりました調査員が自分で参りました、本人の症状なりあるいは家庭の状況、環境等を調べて収容すべきかどうかといふことを判定したといふのは、これは二十九年の実施調査のときに、そういう方針で調査をやつたといふこととてございしますが、しかし、その調査員が必ずしもそれではさういふことについての知識、経験があるかといひますと、さうでもないわけでありまして、調査員自身が抜き取り調査でございまして、非常に正確なものとは私は言いがたいと思ひます。そこで、御心配

のようになつた所とか三カ所の施設といふものを作りましたときに、一体どういふものを入れるのかといふことは非常に大事なことであります。私もといたしましては、大体入りまして二年なり三年なりで回転していくやうなものを当初入れていきたいといふこととてございまして、やはり知能指数でいいますと五十前後といふやうなものを入れます、そしてそれを入れ

るかどうかといふことにつきまして、やはり府県等に鑑定を依頼いたしまして、そして適当な鑑定機関といふものを依頼しなければならぬと考へております。行く行くはやはり今おつ

しやつたやうに、どういふものをどこに入れるかといふ場合はあるものであります。同じ精神薄弱者でも知能の程度の比較的高いものと、それからどういふものがあるのかとあるわけであり

ます。そういう方は将来はやはり分離して収容していくべきじゃないか、こ

ういふやうな構想を持つておるわけであり

ます。

○片岡文重君 この調査員といふのは、さうするとあるいは民生委員とか、あるいは何か地方の職員を、もしくはさういふ生活関係の、社会福祉関係の委員の方をお願いをしてやられたわけですか。

○政府委員(安田巖君) これは先ほど申し上げましたやうに、公衆衛生局が二十九年にやりました調査でござい

度の鑑別ということが一番大事になる
と思います。と申しますのは、現在で
も約二千名全国の精神病院に入ってい
るわけですが、この精神病院と、第一
にこういう収容施設というものの区別
ということも一つの今の御質問の趣旨
に合いかと思いますが、これは精神病
院の場合に非常に同様に精神でも重度の
者の場合には、措置入院の対象になり
ます。これが二人以上の鑑定医の判定
を要するわけでありまして、それから保
護者の同意入院、それから自発入院の
場合は、これは精神病院長の専門的な
鑑別によって入ります。従いまして、そ
れより軽いものというところが、まず精
神科の医師の判定で差別がされ、その
中で教育的なまだ価値があるとか、あ
るいは家庭の環境状況というふうなこ
とで、今の調査員等の調査もあわせて
やるのが一番適当ではないか、かよう
に私の方では考えております。

○片岡文重君 では将来この施設がで
きた場合に、これから収容をするとい
うときになつての人は、従来通りの
公衆衛生局でおやりになつたという
方々を調査員としてお使いになるの
ですか。

○政府委員(安田巖君) 今申し上げま
したのは、公衆衛生局で二十九年に調
査いたしましたときに、いわゆる調査
をいたしました過去の事実を申し上げ
ておるわけでありまして、新しく
やります場合には、やはり福祉事務
所を中心にして、その鑑定と
同時に、福祉事務所できまじ技術
的な鑑定につきましては、たとえば児
童相談所のそういった専門の方を使
うとか、あるいは精神病院の特定の
ものを指定してお願いするとかという

な方法でやりたいと思っております。
しかし、手続その他につきましては、
福祉事務所が中心になると思ひます。

○片岡文重君 福祉事務所が中心で
あったというふうになるということ
であれば、民間の方々にもやはり相当
は援助を仰がなければならぬようにど
うしてもなつてくると思ひますが、
それに関連して思われるのは、相談員
あるいはその他の社会福祉関係の民間
の委託された委員の方々に対する手
当というものが、非常にこれは厚生省
関係のこれら民間の各委員の方々
は精神的な奉仕であるということ、委
員になられた方々は潮り切つておられ
るかわかりませんが、実費もまかな
ないような状態で奉仕されておる、こ
れは文字通り奉仕をされておると思
ひます。これに対して厚生省はもと
活発に、少くとも自己の物質的な負担
に動けるような措置を大幅に考へて
やるべきではないかと申す。年々
そういうことは私も私として強く考
えられるのでありますが、予算の上には
あまりそういう点が見えておらないよ
うですが、これを機会に、一つそうい
う面についてやはり思い切つた措置を
とつていただいて、少くとも自分の家
庭を犠牲にし、自分のからだを犠牲に
してかけずり回つておられるから、
それの上には、なお経済的な負担まで負
わねば、あるいは報いるところあまり
にも少いというふうなことでは、やは
り福祉活動にも影響すると思ひます
ので、この点について実費弁償なり、
諸手当なり、その待遇の面に、厚生省
としても少し考へるべきではないか
と思ひますが、御所見を一つ。

○政府委員(安田巖君) 今のお話の、
民間の奉仕者の代表的な者を申します
と、いわゆる民生委員、指導委員で
ございますので、そういうところから
話して参りたいと思ひますが、お話
のうちに、非常に実費弁償その他が
ずつと少いわけでございますが、た
だ、現在国としてやつておられます
のは、例の世帯更生資金あるいは医療費
の貸付資金等末端においていろいろお
手伝ひ願つております関係上、そう
いった意味の協力の費用といつたし
ましたわけでございます。明年度にお
きましても、そのうち約年間三百円ぐ
らゐのものを実費弁償として差上げ
たいというわけでございます。そこで、
そういったボランティア——民間の篤
志家の社会奉仕というものを、非常
にふりに考へるかというところは、
大きな問題でございまして、外国に
もそういうものはあるわけございま
す。今の建前から申しますと、
この民生委員に要する費用は、実は
府県が大体まかなうようになってお
りますので、国からはその程度しか参
りませんけれども、府県の方におき
まして五百円なり千円というふうな
これも御指摘のようにごくわずかの金
ではあります。民生委員なん
か非常な昔からの伝統がございま
して、今お話のように、自分でもう
たような社会奉仕をするということ
に非常に喜びを感じ、また同時に、熱
心によつておる方がたくさんおられ
る、そういうことでございまして、選
び方等におきましても自然そういう
うなことが、経済的にも、社会的にも

できるような人が実はなつておるよ
うな状態でございまして。しかし、い
つれにいたしましても、これをほん
たに民間のボランティアにまかして
おくれ、あるいは国が一部の事務を
囑託したというふうな格好で、きちん
とそれに対するところの報酬なり、
手当、実費弁償を差し出した方が
いかにどうかというところは、根本
的に問題があるわけでございますが、
今までのところはそういうふうな状
況でございます。

○片岡文重君 当然やはり国として相
当の責任を持つべきだと思ひますが、
これについて大臣の御所見を一つ最
後に伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(坂田道太君) これから
十分検討いたして参りたいと思ひ
ます。

○片岡文重君 なお、質問いたした
ところもありまして、時間が詰まつ
ておるようですから、本日は、私の
質問はこの程度にいたします。

○谷口弥三郎君 私から一言お願い
しておきたいと思ひます。

今度精神薄弱者の十八才以上の者を
わすかであるけれども、収容されるよ
うになつた。しかも大臣は、今後こ
ういふ方面には大いに力を注ぐ、あ
るいは精神児童の学級増設までおや
りになるというふうな関係から、この
方面に特に力を入れていくというお
言葉に對しては、まことに私も大に
それに敬意を表しておる次第であ
ります。

ただ、一言申し上げてみたいと思
ひますのは、先刻来お話のございま
すように、二十九年に精神障害者の
調査がございましたが、その後調査が
進められておりません結果、私ども
の考えでは、精神薄弱者はだんだん
ふえておると思つております。二十
九年ころでは、一・五ぐらいと言
つておりましたが、私どもは今も
うすうすに二・二パーセントぐら
いに多くなつておる。従つて、この
精神薄弱者の治療法が完全に
できておらない今日におきましては、
これを予防することが最も必要であ
ると思つております。御承知のよう
に、精神薄弱者の半数は遺伝性の者
であり、半数は後天性の者である。し
かも後天性のものの中には、分娩時
に難産をした、あるいは未熟児で分
娩障害等、いろいろ起つて参ります
が、とにかく予防の面に今後は一
つ力を尽したいと、よほどこうい
う悲しい困つたものの発生が減つて
くと思ひます。収容も非常にけつ
つとございまして、予防の面に
一つ今後大いに同時に力を入れて
いただくようお願いをしておきたい
と思ひます。

○国務大臣(坂田道太君) 谷口先生
のお話しますことに私も同感でござ
います。やはりこれらに對しましては、
予防ということが一番大切だと思ひ
ます。でございまして、先天性の
ものを治療していくということは
現在医学が進歩していきま
す過程において、あるいは解決さ
れる面もあるかと思ひます。けれ
ども、しかしながら、今仰せの通り
に、その半数というものがやはり後
天性のものであるといつたします
ならば、これらの精神児、精神者とい
ふのをわれわれの力によつて防いで
いくということが私どもに課せられ
た重大な責任であるというふうに
感じておる

わけでございます。それにつきましては、一休どれくらい精薄なり精薄者があるかというその実態の把握が残念ながら今日の段階ではつきりしておらないのじゃないかというのを私も痛感を感じておりますので、この点につきましても、来年度、再来年度の予算等におきまして、私調査費等を取るよう努力をいたしたいと思っております。まあ、わずかではございますけれども、精薄児につきましては、三十四年度に実態調査費が百二十万円計上されておりますことも御報告を申し上げておきたいと思っております。

○吉田法晴君 詳細な質問は他日に譲ることにして、簡単なものをあつと伺っておきたいのですが、二千万円で各県に一つずつぐらいの目標で作っていきたいということですが、社会福祉事業法の中にこの精神者の援護施設を第一種に入れるということになりますと、民間施設についても提案理由の助成の対象になってくると思うのですが、各県に一つ二つずつ作っている間に合致すると思うのですが、民間でこういう社会事業をやろうとするものについてどういふ助成の態度をとられるのか、あるいは共同募金とか、あるいは年賀はがきの収入云々とか、あるいは民間の協力を相当得なければなりませんので、これについてどういふ方針でありますか、それ一つ。

それから先ほど大臣から学校についても精神児の特殊学級を作ること努力したということですが、高等学校はまだ十分できておりません。それから十八才以上云々もそうですが、何と言いますか、授産、職業訓練なり、

あるいは仕事を覚えさせるということでは小学校のときから意を用いられると思うのですが、特に十八才以上の者について、この施設について職業訓練をどういふ工合に入れていこうとせられるか、これは金を要する問題でございますから、その点について、二点だけ。

○政府委員(安田慶君) 大へん大事な御質問でございます。第一点の民間の方の施設はどうするのだということでございます。今年は取りあえず府県の方の施設を要求いたしまして、そうして各府県に公立のものを一つずつはぜひ作りたいという最小限度の要求は出したのでございまして、明年度以降におきましてはそういう民間の施設は、特にこういう施設というものは、民間のそういうことについての経験を持った熱心な人がやるということには非常に大事なことでありますので、そういったようなことは、明年度は私どもも予算要求として出してみたいと考えておるのであります。

それから第二点でございますが、これはやはりいろいろどういふ職業を教えたらいいか、どの程度の能力があるかという調べがあるわけでありまして、それはそれといたしまして、困難な仕事でございまして、私どもは大体二年ないし三年くらいで適応性をつけてやりまして社会に出していきたいと思っておりますけれども、しかし、それがなかなかできない場合があるわけでありまして、そういう場合にはやはり収容授産施設のような格好で長くそこにどめておき、その施設の中で仕事をしながら暮らせていけるというようないことも考えなければいけないのではない

か。そこでこれは将来の計画といたしまして、先ほど片岡先生からお話がありましたときに申し上げたのでありますが、そういうような能力にのびて、あるいは知能指数の違ひにのびて、施設を異にするということが理想であらう、こういうふうな考え方をいたしておるわけでありまして、

○委員(久保等君) 本件に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(久保等君) 御異議ないと認めます。

○委員長(久保等君) 次に、社会保障制度に関する調査の一環として、昭和三十四年度厚生省関係予算に関する件を議題といたします。御質疑を願います。

○阿具根登君 国立病院の統合廃止に関する問題で、筑紫病院と福岡病院の統合、和歌山病院の廃止、増生療養所の廃止、こういうことが現在非常に問題になっておるようですが、まず基本的な考え方ですが、統合して縮小する問題でございまして、統合して縮小する腹なのか、あるいは統合してそれを整備拡充する考え方なのか、それが第一点。

それから特にこの福岡の統合の問題であります。福岡の統合をされる場合に、時間がないので結論から申し上げますが、何でわざわざ狭いところをお選びになったのか、そういう点について、一つ基本的な考え方を一応お聞きしたいと思っております。

○政府委員(小澤龍君) 国立病院と療養所を整理統合いたしますことは、結果といたしまして国立病院並びに療養所のそれぞれ質的改善をはかりたいというねらいでございます。従いまして、整理統合した結果、これをその力を減殺させるという方向にはいささかも考えておらないのであります。ただ、結核療養所につきましては、遠い将来の見通しをいたしましては、逐次結核が減ってくるのではないかと、さような場合におきましては、あるいは精神療養所への転換等が考えられなければならぬ問題ではないか、そのように考えておる次第であります。

それから第三点の福岡の新しい基幹病院としての国立病院の敷地でございますが、なぜあんな狭い敷地を選んだかというお尋ねでありますけれども、現在あります福岡病院はちょうどお城の中、本丸のところにございまして、そこに配置するのは最も不適当なところでございまして、それから現在あります筑紫病院は町の中心からかなり遠距離でございまして、一般利用者の利用に不便ではないか、特に基幹病院といたしましては、医療従事者の再教育、訓練等の任務を持つて関係から、できるだけ交通便利のところに敷地を持ちたいということを考えまして、現在の敷地を選んだ次第でござい

ます。

○阿具根登君 その最初の考え方、結核の病人は減るのだという見通し、その見通しについて私は反対するものではございませんが、実際結核患者等を見て参りますと、入院して治療しなければならぬ人が入院できないようになされて、病床を減らされておるといふ傾向が非常に私にはあると思っております。そういうのをただ病床があいてお

るといふような考え方では、やっておられる、こういう考え方一つ、そういういたしますと、考えられておるうちに、結核の病床が減るのだというように、これは、ここ当分考えられないと私は思

う。それからもう一つは、この筑紫病院の問題に入りますと、筑紫病院は六万四千坪からあると思っております。私は日本の国立病院で、六万坪からある敷地を持つておる病院というのはほとんどないと思つて。しかもそれは戦時中軍部の圧力によつてできた。そういう力でない限りには、都心近くに六万坪からの土地を持つておる病院というのは今後考えられない。しかもそれが都心から離れておることを言われたけれども、私は現地に行つてみた場合に、大濠公園が出ていくけれども、大濠公園の付近の人は別として、福岡全体から見る場合には、大濠公園に行くバス

の金と、それから筑紫病院に行く金はほとんど同じである。しかも六万五千坪もある病院はほとんど立ち腐れになりつつある。そういう広大な土地を持つておるところを捨てておいて、大濠公園にわずか五千坪のところに基幹病院を作る。基幹病院は五百坪です

か、五百坪きり全然拡張の余地のないようなところに持つてきて、将来の伸びる見通しもないところに、何のためにそういう病院を作らねばならなかったのか。わざわざそういう土地を買取したので、そういう多額な金を使つて一体どういふ考え方を持つておられるのか。私は実際両方の土地を見た場合に、筑紫病院のあれだけのりっぱな土地が、これとそとに比べてもいい土地を持つておる。しかも町はりっぱ

七

な町がついていて、バスが通っている。それはおっしゃられるようなことはなにも思ひ、その点について、もっと詳しく御説明を願いたいと思ふ。聞くところによりますと、大塚のあの土地はわずかに五千坪等ではなくて、何万坪かの最初計画であった。だからそれを考えられた。いつの間にかそれが五千坪になってしまつて、そうして厚生省は行きがかり上やむを得ずこれを基幹病院の施設にする、こういうことにされた、こういうことが言われている、その点が一つと、それでは筑紫病院に七百五十からのベッドがある。しかも立ち腐れになつてしまつておる。これは一体どうされるのか、だから一体五百坪の病院で、基幹病院として作られていいのかどうか、こういう問題、福岡病院の方が五百坪でした、それを一緒にして大塚公園に五百坪のベッドを作つて、それでいいのかどうか、その点少し御説明願いたい。

○政府委員(小澤龍) 御指摘のごとく、今度建てようとする福岡の基幹病院としての国立病院の敷地は、私どもの希望といつては、希望する土地より狭いのでございます。私どもとしては、大体一般病院で五百ベッドないし千ベッドのものは一万坪程度の敷地がほしいということを考えたのでございまして、実は特殊の結核病院等でございます。実は、作業療法その他関係からいまして、敷地は広くなければ困る。療養生活の必要上敷地は広くなければ困る。一般総合病院といつては、さして広い敷地を必要といたしません。しかしながら、できた広い方がよろしい。従いまして、私どもといつては、一万坪

得られなければ、六、七千坪の土地がほしいと思つていたのであります。初めから私どもは、現在の敷地を選定する場合に何万坪という広い土地が得られるというところは實際夢想もしてありません。昭和三十年のころでございまして、たまたま駐留軍が接収しておりました簡易保険の庁舎が、これは陸軍病院として接収しておつたのでございまして、それを解除するといふ話を聞きまして、実は新築するよりもその庁舎を得たいと思ひまして、簡易保険局と相当折衝をしたことがございまして、今回の敷地はたまたまその隣の敷地でございまして、簡易保険局の敷地に比べて若干狭いのでございまして、一般総合病院であれば、まあこの程度でもございまして、いかに、利用者の利便を考えた場合におきましては、その敷地の若干の狭さはこれは耐えなければならぬのじゃないか、かように考へて、実は現在の敷地を決定いたしましたような次第でござい

ます。なお、総合病院の規模といつては、どれほどの大きい病院が適当であるかという問題もございまして、日本のあるところの規模の病院を経験した経験から申しますと、とても大きな総合病院は、一人の院長が全体を管理することが非常に困難であります。それから小さな病院は、これは経営上、相当のむだが多い。結核療養所について申しますと、私どもの調査研究の結果であります、四、五百ベッドぐらいが適当であるという数字が出ておるのであります。一般病院になりますと、ことに基幹病院とい

しますと、相当の施設がなければならぬ、相当、教育的な施設もなければならぬので、これは大体五百ベッド、これは、この土地を選ぶについての厚生省の大体の方針として、大体腹づもりにしておつたのであります。そこで、さういふ事情で現在の土地を選んだのでございまして、それから、御指摘の筑紫病院の問題でございまして、これは陸軍病院の跡でありまして、非常に荒廃しております。このまま捨ておくならば早晩立ちくさるようになってしまふ。そこで、私どもといつては、ただいまこの一部のものを残し、かつ、相当な改修を加へまして、しかるべき医療施設として残そう、予定といつてしまつて、今日検討中でございます。実はこの件に關しまして、私も事務當局が調査並びに研究にきつめて不十分の点があつたことをまことに遺憾に存じて、率直に遺憾の意を表するわけでございますが、当初、簡易保険局の庁舎をもらひ受けること、医務局内の事務的な考え方は、筑紫病院と福岡病院と合せまして九百坪のベッド、簡易保険の庁舎も大体五百ベッドでござい

ますけれども、五百ベッド分だけこちらに取り入れまして、残り四百ベッドから五百ベッドを差し引いた残り四百ベッドは、現在の筑紫病院の敷地に残存して、これを結核療養所として転活用していくという考へ方で、地元なり、県庁なりと相談した事実があつたのでございまして。ところが、私、その後、就任したものでございまして、その間の詳しい事情を実は知らなかつたのであります。で、軽率にも、

残つた四百ベッド分は廃止するといふに、簡単に実はきめておつたのでございまして、昨年の十月七日の当委員会におきまして、本委員の御質問に對しても、さういふ答弁をしたのでございまして。この点は慎しんでこの席上から取り消さしていただきたいと思います。その後、当時の模様を十分調査いたしました、のみならず、目下福岡地方におけるいろいろな医療事情を調べておきます。さういふ観点からいたしまして、これはやはり適当規模として残すべきだといふ結論に達した次第でございまして。

○阿具根登君 去年の十月七日の本委員会においての局長の答弁をお取り消しになつたのは了解いたしますが、それならば、残つた筑紫病院は一体どう計画をしておるのか、あまりにも見通しに立ちくさる病院が立つておる、一体それをどういうふうに考へておられるか。一番最初に皆さんが考へなければならぬのは、当初から言つておられるように、これだけの見渡す限りの広漠たる土地、しかもりつぱな土地、さういふりつぱな土地を持つてい

る病院がない。どこでもそれだけの土地があつたら、それはよだれが出るほどほしいところなんです。そこへ病院を立ち枯らししておいて、そして、少し便利がいいから、町のどまん中に持つてこられる。私の考へ方は、町のどまん中の病院といふのは、私はこれははまずいと思ふ。実際、飯田町の厚生年金病院に私は入院したことがある。町のどまん中であるけれども、やかましくて寝れるものじゃないです。治療なんかできるものじゃないです。それ

を、ただこれが町に便利がいいからとか、あるいは場所がいいからといふことで、病院を作るべきものでは私はな

いと思ふんです。しかも六万四千坪もあるりつぱな土地がある、しかも病院がこれば手に入ればりつぱになる、さういふのが便利がいいといつて、そこ

に基幹病院を持つていかれて、しかも六万四千坪もある土地に對する考へ方は何とも考へておられない。今のお話では、去年の十月七日の答弁を取り消すといふことをおっしゃつたけれども、

それではこれを一体結核病院にして何百床を置くのであるか、あるいは精神病院にしてどうするか、あるいは基幹病院の一部にこれを残すのか、こういう点がつきりしておらなくて、ただばく然とこれを残すといつておられる、一体あの土地をどうされるのか、今のままで置いておくのはもつたないのに、一部になつてしまふは必ず問題が起る、だからこれに對する考へ方はどういうふうにお持ちになつておる

か。

○政府委員(小澤龍) 御指摘の第一点の病院敷地の選定の問題でござい

ざいすけれども、いわゆる雑踏する地域からはちよつと離れております。その点、いうところの繁華街とは違ひますので、治療環境としては必ずしも悪くないのじゃないか、かような考え方で現在の敷地を選んだような次第でございます。

それから筑紫病院のあとの問題でございますけれども、御指摘まことにございすけれども、たゞ問題は、簡易保険局の庁舎をわれわれが有償で譲り受けた場合は、年度内に右から左に病院を移しまして、残ったものを年度内にどうしなければならぬかというのを即座にきめなければならぬ、さうな段階にあつたわけでございます。今日は新たに病院を新築するわけでございます。この新築の完成は大体四年後を予定してございす。従ひまして、四年後に残った筑紫病院がある姿で完成されれば事が足りるわけでございます。四年後に移転ということが行われますから、四年後に残った筑紫病院がいかなる姿であるべきかということを考慮すべきであると考えております。そこで、今から四年先のことを推測するといふことは非常に困難でございますけれども、従来の福岡市、福岡県等におけるところの医療の普及程度、病院の新設程度等を考へまして、また、県における将来の対策をあわせまして、さうして私どもは慎重にこれを決定いたしたいと思つてあります。ただこれがきまつても、四年後にとたんに整備をするわけではございせん、この決定はできるだけ早い方がいい。早くて年次割りでもって整備をしていく必要があると考えております。ただいままだ正式の決定ではございせん。

んが、私どもの頭にあるのは、実は一つは結核療養所として転換することでございます。それは現在の筑紫病院と福岡病院の入院患者中に占める結核患者の割合が非常に多いのでございす。昭和三十年ごろはもつと多かつたのであります。従つてまた、その当時は、結核がこれほど……最近の結核調査の結果がさういふふうに出るとは実は予想しておらなかつたので、無条件に結核療養所というものを當時は考えたらしい。先般の結核調査の結果によりますと、五カ年間に相当の下げ足になつております。さういふ事情も考へ合せるのと、それから福岡地区における結核療養所の普及状況等を考へまして、なおかつ、必要があれば結核専門病院として考へなければならぬと思ひます。あるいはまた、その地方における精神病対策上必要があつて精神病院として残すことがより多く国民に裨益するならば、これは精神病院として考へなければならぬ。さらにまた、精神病患者で結核患者でもあるものが相当数あるものであります。これの扱ひは精神病院でもかなり困つております。さういふ一つの収容施設として考へる、これも一つの考へ方ではないか等々、いろいろ問題がございすので、そこで私どもは今早速にそれらの事情を勘案検討し、地元の見解等も徴しまして、すみやかに規模とそれから中身をきめたいと思つておるものであります。ただ、あそこにあまり小さな施設を残すつもりはないのであります。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、小さな施設でありましてといふと経営上のむだが多過ぎるのであります。一つの考へ方は、わずかに百ベッド

ぐらゐ残して基幹病院となるところの福岡病院の分病棟とか分院にしたらいいじゃないかという考へ方はないわけではございせんが、やはりあれだけの規模と中身ならば分病棟という規模で備へるよりも、一つの人格を持つところの病院にした方がよろう。さういたしたとすると、むやみに小さいのは適当ではない。一面においてその地方の医療需要を超越した大病院を作ること、これはまた問題である。大体適當のところがまあ何べつになつて……四百ベッド前後、その程度のものを一応われわれは考へてみなければならぬのじゃないか。それからわれわれの考へ方が確定するまでは四年先でございすので、四年先の将来を考へた場合において、またわれわれのどういふ病院にするかというところが變更になつて、建物を途中でまた改造しなければならぬというところでも困りますので、大体手をつけるのはさういふ病院の性格にあたり關係のない、たとへば外来診療所というふうなものから整備に着手していくうちに、年度割で着手していけたらどうか、さういふようなことをたゞいま検討中でございます。

○阿具根登君 局長の話を聞いておりますと、その場の場当たり的です。現在筑紫と福岡で七百五十と百五十の九百でしよ。九百ベッドがある。それを基幹病院にして五百に減らしておいて、そしてあとの四百ぐらゐを残して置きたいと言つておられるけれども、六万四千坪の周囲の農民の方々はどうか考へておるのですか。まずさういふ基幹病院なら基幹病院を作るならば、これは土地が少いから、五百坪でも仕方がない。しかし、この土地には何をやるのだという一貫した年度計画が立つておらなければだめなのです。さうしなければあの六万四千坪という土地は農民が承知しません。戦時中に取られた農民が承知しません。あれを作るか作らぬか、精神病院にするのか、結核病院にするのか、あるいは独立病院にするのか、基幹病院の一部にすること、そのこともわからぬといふこと、土地をうやむやに遊ばせるわけにはいきません。あそこの人たちは、そんなあと三年か四年はつておいてみれば、あなたが行つて見ればわかりますが、職員のおところは大小屋みたいな三疊に親子七人も八人もおられる。職員の方が昼間行きますも暗くてわからない。病室もその通り。しかもそれが全然手入れしていない。まるで武蔵野の原野を行くみたいにスキの藪が一ぱい立つておる。皆さんは詩人だからさういふところで療養されてもいいかも知れませんが、実際入院しておる人はたまつたものじゃない。ほんとうにあそこ三年も四年もたつておればだれが見てもつづけてしまふやつなものです。さういふものに對する計画も何もなくて、六万四千坪からの土地を遊ばせておいて、そしてやあ土地の相談をして、地方と相談をしてどうするところ、そんな場当たりのことでは、第一入院患者もこれは心配で治療できないと思ひ、職員の人たちもまるで手がつかないじゃないですか。さういふことでは私はだめだと思ひます。なぜはつきりと基幹病院にここに一万坪なら一万坪を予定しておつたけれども、五千坪になつた。だからやむを得ぬから今度はこちらをどうするの

だ。そのためには土地がどのくらい要るとか、第二期工事、第三期工事をどれくらいやるのだ。基幹病院の一つとして認めるのだ。さういふしやつとした計画を立てないでどうしますか。今基幹病院を作るといふ際にもこれだけもめた。しかるにそれだけ大きな、広大な土地を持つた病院を置いておいて立ちぐされにしている。それも三年、四年後であるからその時期になつたら何とかなるだらう、さういふような考へ方ではとても私は工事は進むものじゃないと思ひます。皆さんも了解するものじゃないと思ひます。もつとはつきりしたことを考へてもらわなければならぬと思ひますが。

○政府委員(小澤龍君) 御質問に對して、私お答えを一つ漏らしたことはまことに申しわけないのでありますが、現在八百ベッド近くある筑紫病院は非常に広大な敷地を持つております。これが四年後においてに四百ベッド何がしかの療養所としてあるいは病院として整備されたとすれば、當然必要な土地は計算上出てくるわけでありす。私どもは、実は来年度の計画について全国の各病院長から計画書の提出を求めております。その計画書についてわれわれは目下研究中でございます。早急に方針を定めまして、現在の筑紫病院よりも当然ベッド数は減りますから、従つて、土地もそれだけ要らなくなるわけでございますので、その要らなくなつた土地は關係方面とよく相談いたしまして、適法に円滑に払い下げ等の措置を講じたいと思ひます。この考へ方でございます。

○阿具根登君 さういふ場所できわめて重大な発言をされたわけですが、ま

た、公式な場所です。そういうことをおっしゃるならば、必ずこれは問題が起る。六万四千坪のあの土地の周囲の人たちは全部ここに病院ができるのだと思つて病院に協力されている。それを今あなた方がこれを狭くする、土地は払い下げるのだというようにことを言われたらどうなるか。あなた方はその土地の人たちの感情というものを一つも考えておられない。そういう発言をここでされたら大問題になりますよ。そういうことよりも、まず、たとえば、筑紫病院と福岡病院に九百ベッドあり、それに全部患者が入っている。それを基幹病院にするならば、そこはもう足りないからどういう設備をするのだというのを考えなくてはなりません。また、あなた方はそこに四百ベッドぐらい残したいというところをおっしゃっている。病人はどのくらいおるのだ、職員はどのくらい要るのだ、将来人口はどうなるからどういふふりな病院に進んでいくのだというふうな計画がなくて、基幹病院だなどと言われるのはおかしいじゃないか。そんなことなら基幹病院はやめてしまいなさい。ちつとも企画もないし、あなた方の見通しもないじゃないか、あなたか、そういうことではおそろく病院のお医者さんも了解しないでしょうし、患者も了解できない。なにもつとばかりした、すっきりしたやつを出さないのか。だめならだめでいいじゃないですか、金は一銭ももらわなくても、自分の土地があるじゃないですか、そこにつけば総合病院、基幹病院を作つたらいいでしょう。何かもう少し見通しのあるやり方を立てなければ、だれだつてそれをわしてできません。

よ。だからもつとはすっきりしたやつを、今五百ベッドは基幹病院にできるから、あと四百ベッドは要らないなら要らないと、要るならどうするのだと、ところが、実際はこういふ病院は五千坪やいや一万坪でも足りない、これにはどういふ施設を作りたいのだ、どういふことも作りたいのだ。土地が余つて困るような病院は一所もないわけですよ。だからもつとこういふりつばな敷地があるのだから、もつと大きな構想をもつて計画を立てなければだめだ、今から切り売りしてはこの次になりません。土地は返つてきません。もう少しはすっきりした信念のある、もう少し計画性のある、見通しのある計画を立ててもらいたいと思います。

○政府委員(小澤龍男) ただいまの御指摘は、基幹病院の計画はさることながら、残つたものの処理について何ら見通しなり、計画を持っておられないじゃないか、つまり基幹病院を建てるといふことと、残つたものの処理というものとを相関連してあらかじめびつちとした計画のもとにやらなければいけないじゃないか、あとの残つたものについて非常に無責任であり、無計画であることは遺憾であるというふうに承知いたしました。まことにその点はすっきり申し上げなかつたのは遺憾に存じます。ただ、基幹病院というものの性格は非常にはっきりしているものでありまして、これは先ほど申し上げましたように、非常にむずかしい患者の診療に力をつたいたいと思つて、九州一円の医療に對してできるだけの協力をいたしたいという願ひで、実は基幹病院を作るわけでございます。ところが、基幹

病院は先ほど申し上げたような実情からいへば、いたずらに大きい病院は運営の上からもできません、大体五百ベッドは適当と考えまして、それは切り離して実は計画したわけでございます。問題は、残つた病院はどうするかという問題について御指摘のありましたことは、私どもはその通りいたします、これは初めからの計画でございます、これを申し上げるだけのものを持つておらなかつたのでございます。それにつきましても、ただいま御指摘を受けまして、はなはだ遺憾に存する次第でございます。ただ、手続をいたしましては、先ほど申し上げましたように、関係方面と十分に打ち合せいたしました、そして、適当なその地域の医療需給というものにもつとマッチいたしましたところの病院というものを早急に立案計画いたしまして、計画の線に乗せていきたい、かように考えておる段階でございますので、御了承を願ひたいと存じます。

○阿具根登君 たとえば基幹病院を作るといふことになつた場合には一万坪の土地がほしい、しかも一万坪以上の土地があるのだ、こういうことで言われたら、全部そう了解しているわけなんです。ところが、それが半分以下になつてしまつた、半分以下になつてもいいというなら、最初からあなた方は何を言つておられたのか、山をかくて言つておられたのか、あるいは半分で、五千坪でよかつたやつなら、なぜ最初からそういうことを言われなかつたか。ところが、実際は一万坪以上要るはずなんです。そうするならば、基幹病院というものが、最初計画されたよりな基幹病院ができないように

なつた、こういうことがまず第一点にあるわけなんです。ところが、基幹病院は五百病床でいいんだ、五百ベッドでいいんだというところになつてきた、土地が狭かろうと広かろうと五百病床あればいいんだ、こういう考え方になつてこられたように私は考えるので、それが第一おかしい。最初から一万坪以上あるのだ、それは相当な坪で、りっぱなものだということでは皆了解してしまつておる、それが五千坪になつてしまつた、半分以下になつてしまつた、そうして今度は残つたやつは何も計画されておらないということになります。と、残つた連中も了解できないし、今度は周囲の人たちが、自分たちが戦時中とられた、日本の軍部から押えられたあの広大な土地だから、これは問題も起つてくる、だから私ははつきりしてもらいたいというので、ここで大臣もおられるから、一応事情をおわかり下すつもりで思つて、基幹病院という名ののもとに狭い所に移つて、そうして最初厚生省が言つておつた半分の土地に区切られてしまつて、そうしてあとは立ちくされにならうとして、しかも六万四千坪の土地が浮いて、これはほつておけば周囲の人が絶対承知しません。それをここでどうするかわからないけれども、あとは精神病院にするか、あるいは結核病院にするか、あるいは何にするかわからないけれども、一部でよろしいと、こういうことになつてくれば大へん問題が起つてくる、こういうふうに考えるわけですよ。それで、大臣として、基幹病院としての五百床はできるだらうけれども、これでは足りないし、あるいは実際は筑紫病院と福岡病院を二つ統合

したやつだから、これで足りないやつはこの一部として残すなら残すんだ、基幹病院の一部だといふことにでもはつきりしてもらへば、残つてゐる人たちも安心するでしょうし、お医者さん方も安心して仕事ができるでしょうし、そういうことでもしてもらわぬことには、今の局長の話では、三年後か四年後になるかわからぬけれども、地方と相談して四百くらい残さなければいけぬだらうといふのは、実際二つ合せれば、基幹病院を作つたやつのかに四百くらい残るわけなんです。それを残さなければいけぬだらうというは、既成事実だけを認められておるだけであつて、そういう消極的なことではないだらうかと私は思ふのです。あるいはいふところと土地もあるのだし、場所もいいところですよ。場所もそれはバスで二、三十分行けばいいところなんです。だから、ここにもつと大きな病院でも作るつもりであるのか、基幹病院の一つにするのか、あるいはこれを結核病院専門にするのか、精神病院専門にするのか、あるいは予算上どんなような措置を考へられるかという一つはつきりした態度をとつてもらわなければ、片一方ではそういう狭いところに入札だ何だといつてけんかしておる。しかも私は現場に行つて病院長にも会つて、こういう感情の問題もあるから中央で十分話し合ひをしてみるから、そのあとで一つやつてもらわなければならぬと起りますと、せつなく基幹病院だといつて名をつけて、そうして今年じゅうに頭が出さうだといふことでやられるのは、かえつて逆になりますぞといふことで、了解してきておるのに、入札をやつてから、あなた方はト

ラブルを起されておる。あなた方は一体どうされるのか、大臣としてはつきり御答弁を願いたいと思う。

○國務大臣(坂田道太君) ただいま承

わつておるわけでございますが、やは

り基幹病院としては、ただいま局長か

ら答弁いたしました通りでございます。し

かし、今後筑紫病院の問題につきま

しては、やはり仰せの通りに、入つてお

られる患者の方々の気持なり、あるいは

そこに勤めておられる人たちのこと

も考え合せ、同時にその地方の住民

の方々の意向等もございまして、

あるいは厚生省として基幹病院とい

ものの考え方としてはつきりしたこと

もあるわけでございますが、しかし

ながら、これもさういふことでござい

ますので、早急に一つその方針とい

ものを打ち合せをいたしてゆきたい

と、かように考えております。ただ、

ここでどうだ、こうだといふことを

はつきり申し上げることは、かえつて

いけないのではないかと、いふふうに考

えておるわけでございますが、ただい

ま申し上げました通りに、やはりそこ

に勤めておられる方々の気持なり、あ

るいは患者さんの方々の不安を起さな

いような状況のもとにおいてやらなけ

ればならないといふことを考えておる

ことを御了承を願いたいと思ひます。

○阿具根登君 その答弁ならば、これ

はここで聞く必要ないんです、局長の

答弁も大臣の答弁もここで必要ないん

です。ところが、基幹病院を作るとい

つて、すでにこれに対してもうトラ

ブルが起きておる、なぜ起きておるか

といへば、先ほど御訂正になりました

けれども、もうこの筑紫の病院は、こ

れは将来やめるんだということが局長の口から去年も出ておる、しかもその前には、これはちゃんと残しますとい

う約束があったから、しかもこっちに

は一万坪のりつぱなところに病院を作

ると言われるから、みんな了解したん

だと、ところが舌の根もかわかぬうち

に、これはなくなるんだといふことが

局長の口から言われた、まあここで訂

正はされたけれども、ところが先ほど

から言つておられますように、この病院

は今のままでは立ちくされて、行つて

ごらんになれば、国立病院といつて

しい思いをされると思ふんです、これ

が国立病院かと。それくらいもうくさ

れかかつておる病院なんです。だか

ら片一方に新しい病院を作るならば、

ここはどうするんだといふことをはつ

きりしてあらわれないと、あの人たちが

了解できずに、この基幹病院が作れな

いといふことになるわけです。片一方

作るならば、片一方どうするんだと、

そのために予算をどう組むんだとい

ふことですね、今度の予算に組めないな

ら、この次の予算にどう組むんだと、

それができないならば、こちらの基幹

病院の一環として、四百床を基幹病院

の一つとして残しますといふことにな

れば安心できるわけです。そうしない

と片一方は作つた、片一方は予算を組

まなければいけません。それがわかつて

る、お医者さんなんかおられぬと思

ひ、三畳の間に六人も七人もお医者さ

んがいてるんだから、おれるわけがな

い、患者の人たちもその通り。それは

実に国立病院だろるかと思ふくらい

の病院ですよ。だからそこにはつきりし

た線をここで一つ出してあらわなけれ

ば、せっかく基幹病院に手を入れてな

さるのが私はできないようになりますと

言ふんです。

○政府委員(小澤龍君) 先ほど一万坪

の予定が五千坪になったという問題で

ございまして、実際私ども当初必ず

しも一万坪を予定しておつたわけじゃ

ないんでございまして。私どもの考え

は、五百ベッドについては一万坪がほ

しい、しかし、五千坪であれば、これは

高層建築——建物を高くして、これを

カバーしたいという考え方で目下計画

しておるわけでございます。ですから

残つた建物が実際朽ち果ててしまふと

いうことは、これは患者さんにも気の

毒でございますから、ただいま大臣も

申し上げましたように、早急に計画を

立てまして、年次計画として、あまり

にみずばらしない程度のものを残

す、改築して、改造して残すといふこ

とで考えてゆきたいといふふうに思

ておるわけでございます。

○吉田法晴君 関連してお尋ねをいた

しますが、問題は昨年の十月七日、参

議院の社会労働委員会でも木下委員の質

問に答えて、医務局長が筑紫病院を廃

止したい、四百ベッド、百五十名の定

員減をやりたい、こういう方針を述べ

られてから、それは先ほど、従来の事

情あるいは約束等を知らなかつたから

軽率に答弁をいたしました、こういう

ことで取り消された。大臣が立つてお

られるが、これは局長としては答弁さ

れたが、局長の答弁を聞いてみると、

ときどき動揺をしたり、あるいは先ほ

ど筑紫病院のあとに四百ベッドくらい

はほんとうの保証は得られぬ。しかも

基幹病院の方の着工は進められようと

しておる。ここに入札なり、あるいは

ボーリングなり、そういう着工を阻止

しようという動きが病院の関係者な

り、あるいは地元民から出てくるわけ

なんです。ですから、はつきり大臣か

ら筑紫病院は残すんだ、四百ベッド、

百五十名の定員減はやらぬのだとい

ふことをまず言つてもらうのが第一点。

それから今後の問題について、局長だ

けから筑紫病院は残すんだ、独立病院

で残すんだと、こう言われても、これ

は医療関係者なり、あるいは地元民そ

の他は納得しませんよ。だから、もつ

と具体的にどうするんだという病院の

性格、それを阿具根君は基幹病院との

関連、それからベッド数、それから手

算、土地等について問うたわけです

が、それらの点をもつと具体的に大臣

からここで答弁を願う以外には問題解

決の方向は出て参りません。今まで聞

いておると、動揺をしながら、局長か

ら一応答弁はあつたけれども、はつき

りした結局保証は得られぬ。大臣から

はつきり一つ筑紫病院を残すのかどう

か、あるいは四百ベッド、百五十名の

定員減はやらぬのだと、こういうこと

を答弁を願つて、それからあと具体的に

な点を一つ御質問申し上げたいと思

ひます。

○政府委員(小澤龍君) 大臣にお答え

願う前に、私からちよつと申し上げて

おきたいことがございまして申し上げ

ます。いろいろなものの病院の運営

の関係でございまして、本院あ

けれども、必ずしも分院という形が有

利であるだけではないのであります。

しかしながら、二カ所に近い病院がば

らばらの運営をしておつては困る。組

織的に本院、分院の形になくても運

営面には一体的な運営をしなければ

かぬのじゃないか。ことに筑紫病院か

ら分れた兄弟の関係にある病院です

から、将来の運営については両者の間

に運営の協議等につきまして何か組織

的なものを考えていきたい、かように

考えております。ただいま分院として

残したかどうかというふうな、具体的

に言えば、そういうふうな感じを受け

取りましたけれども、これは本院、分院

の関係に置くことは必ずしも有利でな

い点から、なおわれわれ検討してい

ただきたいと思ふのでございまして。

○國務大臣(坂田道太君) ただいま局

長から御答弁申し上げた通りでござ

いまして、昨年十月に、当委員会にお

きまして局長が申し上げたときは、こ

の筑紫病院を廃止するといふようなこ

を申し上げたのでございまして、こ

が、その後検討いたしました結果、こ

れは廃止をしないといふことを、本日

はつきり答弁をいたしましたわけでござ

いまして、私もさう了承をいたしてお

るような次第でございまして。ただ、こ

れをどういふ性格のものにするか、あ

るいはまた、何をやるかといふような

問題につきましては、早急にわれわれ

の方で方針をきめたい。ただいまはま

だ申し上げられない事情にあるとい

ふことを御了承いただきたい、かように

思ふ次第でございまして。

○吉田法晴君 今の答弁に関連して、

筑紫病院を残すという点は私了承いた

しました。十月七日の答弁に関連して

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

筑紫病院の中身である四百ベッド、あるいは百五十名の定員減という問題が、これは結果的に心配をされておるわけですが、ベッドの廃止、減少、あるいは定員の削減はやらぬ、これはそう了承してよろしくございませう。

○政府委員(小澤龍男) 四百ベッド程度残すことは、ただいま申し上げました通りでございます。従って、それに随伴する定員は減少いたしません。減らしません。ただ御承知のごとくに、定員というものが病院の性格なり、あるいは患者の種類なりによりまして、若干患者あたりの定員が動揺いたしますので、さようなきわめて僅微な問題があることはあらかじめ御了承願いたいと思います。

なおかつ、病院も実は御承知のごとくに、必ずしも絶えず職員ではないわけでございます。病院におきましては九〇%あるいは八〇%、七〇%といった病床の利用率でございますので、やはり忙しいところにはよい定員をつけていくことは当然のことであると思いますが、現実に変動することは若干ございます。

○阿具根登君 そりうことをおっしゃるから、もう質問をやめようと思ふんだが言いたくなるんです。あんな国立病院を見ませんでしたか。あんなことをしてはっておくら減るのは当りまえです。あれを近代設備にしてごらんない、超満員になるから。これは私が約束してよろしい。よその病院を見てごらんない。まるで豚小屋みたいにしておくら入らぬのは当りまえだ、しかも私が心配しているのは、あれだけの問題のない広い土地があつて、しかもそこにりっぱな病院を作る

なら、それはお医者さんの官舎も何もきれいにどこにも相談せずにできるんです。これだけの土地を持つていて、ところがどこにあるかということですが、それを捨てて、上に高くしますからよろしくございませう。そんな病院の考え方、それでいいだろうかと思ふんだ。私はしろりとだからわかってませんよ。しかし、おそらく私は軍がここに病院を作つたときには、私はそんな都市のまん中よりもこれだけ引込んで、非常に環境がいいという所でわざわざあそこを選んであれほどの広大な土地を買収されたものと思ふのですよ、そのときの軍の考え方がよかつたか悪かつたかは別として、そのときどきの為政者が、せつかく広い場所があるやつを、それを便利が悪いからといって持つてこられる。便利がいいか悪いかわつてみればわかる、これは患者さんが聞いてみても、ところが、現代はバスが発達して特別よくなつてきている。そのときどきの考え方によつて高くなるんだからいいんだとか、そりう言ひ方はあり得ぬと思ふんだ。それで人数が少いからと言ひが、少いはずですよ、あんなにあれば家みたいにしてしまつたら、それでもうんと入つておられます。近代設備にしてみなさい、超満員になりますから。だからそりう自分たちが、実際やつておるところは見ずに、定員が多いとか少ないとか言われるのは間違ひだと思ふんだ。

○吉田法晴君 大臣からもせつかく筑紫病院は廃止しないと言われたい、ベッドやあるいは百五十名の定員を減少すると、こりうことが問題と不安を起して、そりうここで答弁をされたが、少しは変更があるかもしれない、僅微のことはあるかもしれない、そりうことは要らぬことですよ。ベッドと定員の削減はございませんと、こりう答弁を補足されるなら、大臣の答弁に補足されるなら当りまえですよ。取り消しなさい。それから土地の問題にいたつてそりうだ。

○政府委員(小澤龍男) 原則的にはもちろん定員は減らしません。ただ御承知のように、患者の数はこれは今の問題と別でございますが、常時患者の数はいろいろものは流動いたしますので、三年に一ぺん若干変動する場合がございませう。その点を申し上げただけでございます。原則的には減らすかどうかというところは全然考えておりません。

○国務大臣(坂田道太君) ただいま医務局長からお答えいたした通りでございます。四五百床に對しましてそれに應じた定員というものは確保いたしたい、かやうに考えておりますので、さよう御了承願ひたいと思ひます。

○吉田法晴君 減すという話があつて不安を起したのだから、そこでとにかくベッドにしても、定員にしても、あるいは土地にしても減すような不安を拡大するやうな答弁はやめなさいと、こりうことを申し上げておる。その点は、まあ大臣の答弁で減すやうなことはいたしませんと、こりう御答弁でございませうが、あとの筑紫病院をどうするかという問題について、これは四百ベッド程度で残したいと、こりうお話ですが、今でも残すという話に關連をして、あるいは三年後には病院がどうなるかわからぬから、あるいは不要の土地は払い下げるかも知れぬということが言われるくらいだから、

これは三年先、四年先どうするかということについては、非常に不安を持つておる。そこで、基幹病院の将来の姿というものを、計画というものをきりしない、基幹病院だけを作つていくことはこれは困る、こりうことで医療関係者にしても、地元民にしても、患者にしても反対をする、基幹病院のボーリングなり、入札を阻止しようとしておる実態、この実態に對して回答するには、今後相談いたしますとこりうことじゃなく、少くとも方針だけとつてこりう工合にいたしたい、こりう点をばつきり明瞭に願ひないかと、せつかく質問したこれは効果がございませう。

○国務大臣(坂田道太君) 来年度の予算におきましては、当然これを要求いたしたいと考えております。

○吉田法晴君 局長は先ほど、各地の国立病院からも要望をとりまとめて研究しておる、こりうお話ですが、来年度予算はすでに国会に出しておる。それから筑紫病院に關連をして、施設の要求として筑紫病院から三千万円の要求が出ておる、あるいは外来の診療室なりあるいは事務所その他管理機構の増改築のため要求が出ておる、それについてそれを含んで今の大臣の答弁は来年度予算の中には必ず計上をして筑紫病院の将来計画を来年度から進めるのだと、こりうことは局長の答弁としてでございます。

○政府委員(小澤龍男) 来年度予算につきましては、実は各地施設ごとに計画書を出しまして積み上げ計算で財政当局に要求したのですが、これは各施設別になくして、いわゆる一括して、

て、大体前年度と同様今年度認められたわけでありませう。その中から切り盛りいたしまして、来年度の実施計画といたしましては、筑紫病院のごときは施設整備を来年度から実施したいと、こりう考えておるわけでありまして、再来年度以降はちろん筑紫病院の一切の工事計画につきまして予算を盛り込みまして、財政当局と十分折衝して話を進めるつもりであります。

○阿具根登君 こりうの答弁はそりうなりますよ、こりうの答弁は。しかし、計画も持たずに大蔵省が許可しますか、あなた方取り切れますか、そんなこと言つて。要求したが取れませんでしたが落ちますよ、そんなことを言つてもその場限りの答弁ですよ。そんな計画も持たないで、来年は予算を要求しますと言つても、大蔵省があなたの方にとつてくれますか、私でさえそんなことではとても応じられませうよ。一体どうするのか、これは結構病棟であるのか、あるいはどうなのか、精神病舎であるのか、そんなこともきめんでおいて、来年は予算を取りますと、あなたたちやつて取れますか。大蔵省はそんなやつとしておりませうよ。その場限りの答弁ですよ、それをばつきりしなさいといひのです。そりうしなければ、よろしくございませうといった場合に、その予算は取れませうといったら、あの病院はつづける病院だと言つておるわけですよ。二年も三年も保てる病院じゃないのです、もう荒廢極に達しておる病院です。だから、これも何にするのだといひことを明らかにしていただければ、これは大蔵省もおそらく出してくるだらうけれども、今のままで何か

わからないようなことで、ここで答弁できぬようなことをしておいて、四百ベッドは残したいと思う、百五十人の職員は残したいと思うというところで予算折衝されても、私は大蔵省は応じない、この心配が私はあるわけです。だから、ここまではつきり、これは何病院にするのだと、それができぬとするならば、これは基幹病院の一部である、そういうことになれば、基幹病院としての予算はついてくるはずだから、私は了解できるけれども、それがつきりせぬことには、とても大蔵省が応じないだろうと私は思うのです。

○国務大臣(坂田道太君) お答えをいたしますが、ただいま、実は三十四年度の予算の審理をいたしております。三十五年度の予算としましては、今後予算要求を省内で固めまして、そうして大蔵省に談判をするわけでござい

ます。でありますから、その基礎になる来年度の要求をするときに、われわれの方で検討をいたしまして、そうして要求をするということもござい

ます。が、私はこれは折衝してみなければわからないこととござい

ます。からといつて市内にわざわざ持つてき

なされる。ちやうど福岡の基幹病院のよ

うにわざわざ持つてきたところが、赤字でだめだということ、千五百万円

で売却した。そうしてその金額を田辺病院というものの整備に充て

て、立地条件が悪いといつて元のところへ帰った。そうして今度はこれを廃止する、あたかもエレベーターのよう

に行ったり来たり、同じところをやっているわけです。

それから増生の療養所もそれと同じです。山陽荘を五十床に併合するとい

うことで、わざわざ立地条件の悪い所に統合しております。まるで行き当り

ばつたりでござい

ます。増生はわざ

ざい所から悪い所に、今度は統合して悪い所に一緒にしな

さる。福岡は悪いといえ六万四千坪もあるりっぱな所

で、しかもそこにはたくさんのお客もおられる。それをわざわざここは立地条件が悪いからといつて町のまん中

の中に持つてきて。今度、和歌山は町のまん中

に持つてきてきたら、工合が悪いくらいからすぐまた持つてきたら、今度はつぶす。一休

どういふところに考えがあるのか、一貫性がない。その場その場、場当たりでや

そういう感じを持っておりません。ただ、従来からもそう広くはなかったと見ております。しかし、保険施設としてこれをやるということにつきましては、やはり考えて見ますと少し問題があるようにございます。私どもとしては、やはり広い意味の医療の一部である、そこで現在健康保険法におきましては、第四十四条におきまして、いわゆる療養の給付をなすことが困難であると認めるとき、あるいは緊急その他やむを得るとき、こういう場合におきまして、大体普通ならお医者さんの治療を受けるというところが困難な場合、お医者さん以外のそういう方々の治療を受ける、そういうふうな場合にこれが認められるというふうに私ども解しているわけでございます。しかしながら、お話しのように、長い伝統を持って今日までできているものでありますので、これはやはりそれとして適当な度合いにおいてこれを育てていくというお考えも確かにあります。その点に現在の法律の範囲内においてこの問題を考慮する余地があるかと思ひますが、これは具体的に十分検討して参りたい、私はかように考えております。

○吉田法晴君 保険施設で補助するということとは、これは実際重労働をやります者について、何と申しますか、疲勞なり、リウマチの症状になるかどうかは別として、なっていない者もあるかと思ひますが、実際に必要だから、保険取扱がないから施設費の中から出すというところを実際にやってきました、それとめられた。そこで保険取扱を実際にやってくれという声が大

きく起つてきた、それは確かに施設費の中から出すのは間違ひでしよ。しかし、それを間違ひだと言わないで、実際保険取扱ができる方法を考へて下さいというのを言われて、今検討しようというのであります。その検討しようというところは、実現するようには、要望をいたしておきます。そのほか、もう少しあんな、はり、きゅうその他の療養関係についてこれを育て、あるいは近代医学と結んで日本の今後の医療あるいは治療等に当られるように補助、助成をしていただきたいというのと、保険取扱について、早急に研究、実現するように努力してもらいたい。こういうことです。

○政府委員(太宰博君) 保険施設で、今ちょっと聞きますと、従来やはり一部見えておったものがあるのですから、先ほどの私の答弁はちよつと行き過ぎがありますから、それは訂正いたしておきます。検討するということをもつて申し上げた程度で、本日このころは必ずこれをよくするのだというよりなごまかすので、私は良心的に先ほど申し上げましたように、従来から長く伝統されてきたということは、これは事実でございます。また、それが近代医学の中におきまして適当な位置づけを持つということも、これも検討する余地があると思ひます。さうな点につきましては、私はどういふふうにしたらばこれがあなたのおのころを得しむるということにおいて認められるかということについて、現在の法律の範囲内においても検討の余地があると思ひますので、検討いたして参りたいと、かように申し上げておるわけでございます。

○吉田法晴君 大体了承しました。御努力願うことですが、先ほどの保険施設費から補助をした、これは私の経験するところでは半額、もう少し三分の二のところもあつたかもしませんけれども、そういうものも認められたのです。これは厚生省から認められた、たとえば製鉄の保険組合からも補助をして、炭鉱の保険組合からも補助をして、そういうものすら認められた。で研究の結果が早く出ればいいのですが、出られないとすると、そういうとにかくやつておつたのをとめさせたことまで、私は行き過ぎだと思ひますが、これは必要があるからあるいは効果があるから実際にやつておつた、その点については再検討をする御用意があらになりますかどうか。

○政府委員(太宰博君) ちよつと今のその厚生省から認められた点は、私もまだ不なれでございます。今存じておりません。これはやはり調べなければお答えできないと思ひます。ちよつときよりのところは御猶予いたしたいと思ひます。取り調べておきます。

○吉田法晴君 要望をしておきます。○委員長(久保等君) 本問題に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午後二時十二分散会

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国民年金法案	第二章 被保険者(第七条―第十四条)
二、国民年金法(案)	第三章 年金給付
一、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律(案)	第一節 通則(第十五条―第二十五条)
国民年金法案	第二節 老齢年金(第二十六条―第二十九条)
国民年金法	第三節 障害年金(第三十条―第三十六条)
	第四節 母子年金、遺児年金及び寡婦年金
	第一節 母子年金(第三十七条―第四十一条)
	第二節 遺児年金(第四十二条―第四十八条)
	第三節 寡婦年金(第四十九条―第五十二条)
	第五節 特例による老齢年金、障害年金及び母子年金(第五十三条―第六十一条)
	第六節 給付の制限(第六十二条―第七十三条)
	第四章 被保険者及び年金給付に関する経過的特例
	第一節 経過措置(第七十四条―第七十九条)

第二節 援護年金の特別支給(第八十条―第八十三条)

第五章 福祉施設(第八十四条)
第六章 費用(第八十五条―第九十一条)
第七章 審査の請求(第九十二条)
第八章 雑則(第九十三条―第九十九条)
第九章 罰則(第一百条―第一百四十二条)
附則
第一章 総則
第一条 国民年金制度の目的
第二条 国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に關して必要な年金の給付を行うものとする。
(管掌)
第三条 国民年金事業は、政府が、管掌する。
2 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)以下同じ。に行わせることができる。
第四条 保険料の負担を伴うこの法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動

が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるための調整が加えられるべきものとする。

2 保険料の額は、年金給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。

(用語の定義)

第五条 この法律において、「被用者年金各法」とは、次の各号に掲げる法律及び条例をいう。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
- 五 地方公務員の退職年金に関する条例
- 六 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第百四号）
- 七 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第百四十八号）
- 八 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）
- 九 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）
- 十 国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）

2 この法律において、「公的年金各法に基づく年金たる給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

- 一 被用者年金各法に基づく年金たる給付
 - 二 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付
 - 三 軌道吏規則（明治二十三年法律第五十一号）に基づく年金たる給付
 - 四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付
 - 五 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に基づく年金たる給付（遺族給与金を含む。）
 - 六 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に基づく留守家族手当及び特別手当（同法附則第四十四項に規定する手当を含む。）
 - 七 前各号に定めるもののほか、政令で定める法令に基づく年金たる給付
- 3 この法律において、「配偶者」、「夫及び妻」には、第四十九条の規定を除き、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。
- (附則)
- 第六条 厚生大臣は、国民年金事業の運営に関しては、その大綱につき、あらかじめ、国民年金審議会に諮問するものとする。

第二章 被保険者

(被保険者の資格)

第七条 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の日本国民は、国民年金の被保険者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者とならない。

- 一 被用者年金各法の被保険者又は組合員（恩給法に定める公務員及び他の法律により恩給法に定める公務員とみなされる者、地方公務員の退職年金に関する条例の適用を受ける地方公務員、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員、執行吏並びに国会議員を含む。）
- 二 第五条第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齢若しくは退職又は廃疾を支給事由とする給付を受けることができる者
- 三 第五条第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齢又は退職を支給事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者
- 四 第五条第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち死亡を支給事由とする給付を受けることができる者
- 五 第五条第二項第五号から第七号までに掲げる年金たる給付を受けることができる者
- 六 前五号に掲げる者の配偶者
- 七 次に掲げる学校に在学する生徒又は学生。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六

号）第四十四条に規定する高等学校の定時制課程による授業を受け、同法第四十五条（同法第七十条、第七十条の十及び第七十六条において準用する場合を含む。）に規定する通信教育を受け、同法第五十四条に規定する夜間の学部在学中、又は同法第七十条の四に規定する夜間の課程による授業を受ける生徒又は学生を除く。

イ 学校教育法第四十一条に規定する高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの

ロ 学校教育法第五十二条に規定する大学（同法第六十二条に規定する大学院を含む。）及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの

ハ 学校教育法第七十条の二に規定する専科大学及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの

3 前項各号に掲げる者に対する将来にわたるこの法律の適用関係については、国民年金制度と被用者年金各法による年金制度及びその他の公的年金制度との関連を考慮して、すみやかに検討が加えられるべきものとする。

(資格取得の時期)

第八条 前条の規定による被保険者は、二十歳に達した日、日本国民となつた日又は日本国内に住所を有するに至つた日に、被保険者の資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第九条 第七条の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第四号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 日本国民でなくなつたとき。
- 三 日本国内に住所を有しなくなつたとき。
- 四 六十歳に達したとき。

第十条 被保険者でなかつた者が被保険者となつた場合において、その資格を取得した日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間とその者の従前の被保険者期間とを合算した期間が二十五年未満であるときは、その者は、第七条第一項の規定にかかわらず、いつでも、都道府県知事の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。この場合において、その者は、その承認を受けた日の翌日に被保険者の資格を喪失する。

2 前項の場合において、同項の承認の申請が、その者が被保険者の資格を取得した日から起算して三箇月以内になされたものであるときは、その者は、さかのぼつて被保険者とならなかつたものとみなす。

(被保険者期間の計算)

第十一条 被保険者期間を計算する場合においては、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の

属する月の前月までをこれに算入する。

2 被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

(届出)

第十二条 被保険者は、厚生省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

2 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)は、被保険者に代つて、前項の届出をすることが出来る。

3 市町村長は、前二項の届出を受理したときは、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事にこれを報告しなければならない。

(国民年金手帳)

第十三条 都道府県知事は、前条第三項の規定により、被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、市町村長を経由してその者にこれを交付するものとする。ただし、その被保険者がすでに国民年金手帳の交付を受け、これを所持している場合であつて、その国民年金手帳に国民年

金印紙をはりつけるべき余白があるときは、この限りでない。

2 国民年金手帳の様式及び交付その他国民年金手帳に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(国民年金原簿)

第十四条 厚生大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、保険料の納付状況その他厚生省令で定める事項を記録するものとする。

第三章 年金給付

第一節 通則

(年金給付の種類)

第十五条 この法律による給付(以下「年金給付」という。)は、次のとおりとする。

- 一 老齢年金
- 二 障害年金
- 三 母子年金、遺児年金及び寡婦年金

年金

(裁定)

第十六条 年金給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基いて、厚生大臣が裁定する。

(端数処理)

第十七条 年金給付を受ける権利を裁定する場合において、年金給付の額に一円未満の端数が生じたときは、これを二円に切り上げるものとする。

(年金の支給期間及び支払期月)

第十八条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 年金給付は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

第十九条 年金給付の受給権者が死亡したときにより、受給権者の妻又は子が母子年金又は遺児年金を受けることができる場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付がまだその者に支給しなかつたものがあるときは、当該母子年金又は遺児年金の受給権者は、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することが出来る。母子年金の受給権者が死亡したときにより、第四十七条第一項の規定による遺児年金の支給の停止が解除される場合において、その死亡した者に支給すべき母子年金がまだその者に支給しなかつたものがあるときは、同様とする。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、同項の母子年金又は遺児年金の受給権者は、自己の名で、その年金を請求することが出来る。

は、自己の名で、その年金を請求することが出来る。

(併給の調整)

第二十条 二以上の年金給付(その額の全部につき支給を停止されている年金給付及び第四十九条第二項の規定によりその支給がまだ始められていない寡婦年金を除く。)の受給権者には、その者の選択により、その一を支給し、他の支給を停止する。

(年金の支払の調整)

第二十一条 乙年金の受給権者が甲年金の受給権者を取得したため乙年金の受給権者が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことが出来る。母子年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の母子年金が支払われた場合における当該母子年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

第二十二條 政府は、廃疾若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故が第三者の行為によつて生じた場合において、年金給付をしたときは、その年金給付の額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その額の限度で、年金給付を行う責を免かれる。

(不正利得の徴収)

第二十三条 偽りその他不正の手段により年金給付を受けた者があるときは、厚生大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することが出来る。

(受給権の保護)

第二十四条 年金給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、老齢年金(第五十三条第一項の規定によつて支給されるものを除く)を受ける権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さへる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第二十五条 租税その他の公課は、年金給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢年金(第五十三条第一項の規定によつて支給されるものを除く)については、この限りでない。

第二節 老齢年金

(支給要件)

第二十六条 老齢年金は、次の各号のいずれかに該当する者が六十五

歳に達したときに、その者に支給する。

一 保険料納付済期間（納付された保険料（第九十六条の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が、二十五年以上である者

二 前号に該当しない者であつて、保険料納付済期間が十年以上であり、かつ、その保険料納付済期間と保険料免除期間（第八十九条又は第九十条の規定によ

り納付することを要しないものとされた保険料に係る被保険者期間のうち第九十四条第二項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。以下同じ。）とを合算した期間が、二十五年以上であるもの

（年金額）
第二十七条 前条第一号に該当する者に支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年 金 額
二五年以上二六年末満	二四、〇〇〇円
二六年以上二七年末満	二五、二〇〇円
二七年以上二八年末満	二六、四〇〇円
二八年以上二九年末満	二七、六〇〇円
二九年以上三〇年末満	二八、八〇〇円
三〇年以上三一年末満	三〇、〇〇〇円
三一年以上三二年末満	三一、二〇〇円
三二年以上三三年末満	三二、四〇〇円
三三年以上三四年末満	三三、六〇〇円
三四年以上三五年末満	三四、八〇〇円
三五年以上三六年末満	三六、〇〇〇円
三六年以上三七年末満	三七、二〇〇円
三七年以上三八年末満	三八、四〇〇円
三八年以上三九年末満	三九、六〇〇円
三九年以上四〇年末満	四〇、八〇〇円
四〇年	四二、〇〇〇円

2 前条第二号に該当する者に支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年 金 額
一〇年以上二一年末満	一二、〇〇〇円
一一年以上二二年末満	一二、六〇〇円
二年以上二三年末満	一三、二〇〇円
三年以上二四年末満	一三、八〇〇円
四年以上二五年末満	一四、四〇〇円
五年以上二六年末満	一五、〇〇〇円
六年以上二七年末満	一五、六〇〇円
七年以上二八年末満	一六、二〇〇円
八年以上二九年末満	一六、八〇〇円
九年以上三〇年末満	一七、四〇〇円
一〇年以上三一年末満	一八、〇〇〇円
一一年以上三二年末満	一九、二〇〇円
二年以上三三年末満	二〇、四〇〇円
三年以上三四年末満	二一、六〇〇円
四年以上三五年末満	二二、八〇〇円

（支給の延期）

第二十八条 第二十六条各号のいずれかに該当する者が六十五歳に達する前にあらかじめ厚生大臣に老齢年金受給延期の申出をしたときは、同条の規定にかかわらず、その者が六十五歳に達した場合においても、老齢年金を支給しない。ただし、その者が六十五歳に達した時に他の年金給付の受給権者であるときは、この限りでない。

3 第一項の申出をした者に対しては、その者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときに、老齢年金を支給する。

一 七十歳に達したとき。

二 第一項の申出を撤回したとき。

三 他の年金給付の受給権者となつたとき。

4 第一項の申出をした者に支給する老齢年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める額を加算した額とする。ただし、その者が六十六歳に

達する前に老齢年金が支給されることとなつたときは、この限りでない。

（失権）
第二十九条 老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

第三節 障害年金

（支給要件）

第三十条 障害年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、次の各号の要件に該当する者が、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）がなおつた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含むものとし、以下「療疾認定日」という。）において、その傷病により別表に定める程度の療疾の状態にあるときに、その者に支給する。

一 当該傷病についてはじめて医師又は歯科医師の診断を受けた日（以下「初診日」という。）において被保険者であつた者について、初診日の前日において次のいずれかに該当したこと。

イ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

ロ 初診日の属する月前における直近の基準月（一月、四月、

七月及び十月をいう。以下同じ。の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。

二 初診日において被保険者でなかつた者については、初診日において六十五歳未満であり、かつ、初診日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

(併給の調整)

第三十一条 障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害年金の受給権を取得したときは、従前の障害年金の受給権は、消滅する。

第三十二条 期間を定めて支給を停止されている障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害年金は、従前の障害年金の支給を停止すべきであつた期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の障害を併合し

ない障害の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者がさらに障害年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害年金が第三十六条の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間その者に

対して従前の障害年金を支給する。

(年金額)
第三十三条 障害年金の額は、初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る初診日の前日における保険料納付済期間に應じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る初診日の前日における保険料納付済期間	年 金 額
二六年未満	二四、〇〇〇円
二六年以上二七年末満	二五、二〇〇円
二七年以上二八年末満	二六、四〇〇円
二八年以上二九年末満	二七、六〇〇円
二九年以上三〇年末満	二八、八〇〇円
三〇年以上三一年末満	三〇、〇〇〇円
三一年以上三二年末満	三一、二〇〇円
三二年以上三三年末満	三二、四〇〇円
三三年以上三四年末満	三三、六〇〇円
三四年以上三五年末満	三四、八〇〇円
三五年以上三六年末満	三六、〇〇〇円
三六年以上三七年末満	三七、二〇〇円
三七年以上三八年末満	三八、四〇〇円
三八年以上三九年末満	三九、六〇〇円
三九年以上四〇年末満	四〇、八〇〇円
四〇年	四二、〇〇〇円

2 障害の程度が別表に定める一般に該当する者に支給する障害年金

の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に六千円を加

算した額とする。

(障害の程度が変つた場合の年金額の改定)
第三十四条 厚生大臣は、障害年金の受給権者について、その障害の程度を調査し、その程度が従前の障害の等級以外の等級に該当すると認めるときは、障害年金の額を改定することができる。

2 障害年金の受給権者は、厚生大臣に対し、障害の程度が増進した

ことによる障害年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生大臣の調査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行ふことができない。

4 第一項の規定により障害年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害年金の支給は、改定が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

(失権)

第三十五条 障害年金の受給権は、第三十一条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が死亡したとき、又は別表に定める程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

(支給停止)
第三十六条 障害年金は、その受給権者が当該傷病について、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)又は国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による障害補償、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定

による障害補償その他の法令で定める法令によるこれらに相当する給付を受けることができるときは、六年間、その支給を停止する。

第四節 母子年金、遺児年金及び寡婦年金

第一款 母子年金

(支給要件)

第三十七条 母子年金は、夫が死亡した場合において死亡日の前日において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した被保険者たる妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める障害の状態にあるもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときに、その者に支給する。

一 死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

二 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

2 夫の死亡の当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持していた子とみな

し、妻は、夫の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

(年金額)

第三十八条 母子年金の額は、死亡

死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	年 金 額	
	年	金 額
三〇年未満		一九、二〇〇円
三〇年以上三二年未満		一九、八〇〇円
三二年以上三三年未満		二〇、四〇〇円
三三年以上三四年未満		二一、〇〇〇円
三四年以上三五年未満		二一、六〇〇円
三五年以上三六年未満		二二、二〇〇円
三六年以上三七年未満		二二、八〇〇円
三七年以上三八年未満		二三、四〇〇円
三八年以上三九年未満		二四、〇〇〇円
三九年以上四〇年未満		二四、六〇〇円
四〇年以上		二五、二〇〇円

(加算)

第三十九条 母子年金の額は、妻が母子年金の受給権を取得した当時第三十七条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円を加算した額とする。

2 妻が母子年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、その子は、妻がその権利を

日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に依りて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

取得した当時第三十七条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、母子年金の額を改定する。

3 第一項の規定によりその額が加算された母子年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に依りて、年金額を改定する。

- 一 死亡したとき。
 - 二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしたとき。
 - 三 妻以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつたとき。
 - 四 離縁によつて、夫又は妻のいずれの子でもなくなつたとき。
 - 五 妻によつて生計を維持しなくなつたとき。
 - 六 十八歳に達したとき。ただし、妻が受給権を取得した時から引き続き別表に定める廃疾の状態にあるときを除く。
 - 七 別表に定める廃疾の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。
 - 八 二十歳に達したとき。
- (失権)
- 第四十条 母子年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。
- 一 死亡したとき。
 - 二 婚姻したとき。
 - 三 直系姻族以外の者の養子となつたとき。
- 2 母子年金の受給権は、前項の規定によつて消滅するほか、子が一人であるときはその子が、子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての子が、前条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

(支給停止)

第四十一条 母子年金は、当該夫の死亡について、労働基準法又は国家公務員災害補償法の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償費その他法令で定める法令によるこれらに相当する給付が行われるべきものでそのときは、死亡日から六年間、ある支給を停止する。

2 母子年金は、当該夫の死亡について、公的年金各法に基く年金たる給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）を受けることができる者があつたときは、その間、その額の三分の一に相当する部分の支給を停止する。

第二款 遺児年金

(支給要件)

第四十二条 遺児年金は、次の要件に該当する父又は母が死亡した場合において、その子であつて、父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持し、かつ、十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあるものがあるときに、その者に支給する。ただし、父又は母の死亡の当時その子と生計を同じくするその子の母又は父があつたときは、この限りでない。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前

死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	年 金 額
三〇年未満	七、二〇〇円
三〇年以上三二年未満	七、五〇〇円

日において次のいずれかに該当したとき。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

ロ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。

二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

(年金額)

第四十三条 遺児年金の額は、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に依りて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

三一年以上三二年未満	七、八〇〇円
三三一年以上三四年未満	八、一〇〇円
三三三一年以上三四年未満	八、四〇〇円
三三三三一年以上三五年未満	八、七〇〇円
三三三三三一年以上三六年未満	九、〇〇〇円
三三三三三三一年以上三七年未満	九、三〇〇円
三三三三三三三一年以上三八年未満	九、六〇〇円
三三三三三三三三一年以上三九年未満	九、九〇〇円
三三三三三三三三三一年以上四〇年未満	一〇、二〇〇円
四〇年	一〇、五〇〇円

第四十四条 遺児年金の額は、当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた一人につき四千八百円を加算した額を、その子の数で除して得た額とする。

2 前項の場合において、遺児年金の受給権を有する子の数が減じたときは、その減じた日の属する月の翌月から、遺児年金の額を改定する。

(失権)
第四十五条 遺児年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻をしたとき。
- 三 養子となつたとき。
- 四 離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつたとき。

五 母又は父と生計を同じくするに至つたとき。

六 十八歳に達したとき。ただし、父又は母の死亡の時から引き続き別表に定める廢疾の状態にあるときを除く。

七 別表に定める廢疾の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

(支給停止)
第四十六条 遺児年金は、当該父又は母の死亡について第四十一条第一項に規定する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

第四十七条 遺児年金は、当該父の死亡についてその妻が当該遺児年金の受給権者と生計を同じくすることによつて支給され、又はその額が加算される母子年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。

2 前項に規定する母子年金が第六十一条の規定により支給されるものである場合において、その母子年金が第六十五条又は第六十七条の規定によりその全額につき支給を停止されているときは、前項の規定による支給の停止は行わず、また、その母子年金が第六十五条第三項の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額(当該遺児年金の受給権者が二人以上であるときは、その額をその受給権者の数で除して得た額)の限度においてのみ、前項の規定による支給の停止を行ふものとす。

第四十八条 遺児年金の受給権を有する子が二人以上ある場合において、その子のうち一人以上の子の所在が一年以上明らかでないときは、その子に対する遺児年金は、他の子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのほつて、その支給を停止する。

2 前項の規定によつて遺児年金の支給を停止された子は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することが出来る。

3 前二項の規定により遺児年金の支給が停止され、又はその停止が解除されたときは、子の所在が明らかでなくなつた日又は支給の停止が解除された日の属する月の翌月から、遺児年金の額を改定する。

第三款 寡婦年金
(支給要件)
第四十九条 寡婦年金は、次の要件に当該する夫が死亡した場合にお

いて、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係が十年以上継続した六十五歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、その夫が障害年金(第五十六条の規定によつて支給されるものを除く)の受給権者であつたことがあるときは、この限りでない。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において六十五歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

2 六十歳未満の妻に支給する寡婦年金は、第十八条第一項の規定にかかわらず、妻が六十歳に達した日の属する月の翌月から、その支給を始める。

(年金額)
第五十条 寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ第二十七条第一項又は第二項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額とする。

(失権)
第五十一条 寡婦年金の受給権は、受給権者が六十五歳に達したとき、又は第四十条第一項各号のい

ずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

第五十二条 寡婦年金は、当該夫の死亡について第四十一条第一項に規定する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

第五節 特例による老齢年金、障害年金及び母子年金
(老齢援護年金の支給要件)
第五十三条 保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間が三十年をこえる者が七十歳に達したときは、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当しない場合において、これに該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。ただし、その者が、七十歳に達した日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する老齢年金は、老齢援護年金と称する。

(老齢援護年金の額)
第五十四条 老齢援護年金の額は、一万二千元とする。

(老齢援護年金の失権)
第五十五条 老齢援護年金の受給権は、第二十九条の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、又は日本国内に住所を有しなくなつたときは、消滅する。

(障害援護年金の支給要件)
第五十六条 疾病にかかり又は負傷し、かつ、次の各号の要件に該当

する者が、廃疾認定日においてその傷病により別表に定める一般に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、第三十条に定める障害年金の支給要件に該当しない場合において、これに該当するものとみなして、その者に障害年金を支給する。ただし、その者が、廃疾認定日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

一 初診日において被保険者であつた者については、初診日の前日において次のいずれにも該当しなかつたこと。

イ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合において、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

ロ 初診日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間（その者が二十歳に達した後の期間に限る。）が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

二 初診日において被保険者でなかつた者については、初診日において六十五歳未満であり、かつ、初診日の前日において第五十三条第一項の規定する老齢障害年金の支給要件に該当したと。

2 前項の規定により支給する障害年金は、障害援護年金と称する。

第五十七条 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、廃疾認定日後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、廃疾認定日が二十歳に達した日後であるときはその廃疾認定日において、別表に定める一般に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、前条第一項の規定の適用については、その者は、同項各号の要件に該当するものとみなす。

2 前項に規定する者であつて、廃疾認定日後に二十歳に達したものであるときは、前条第一項ただし書中「廃疾認定日」とあるのは、「二十歳に達した日」と読み替へるものとする。

（障害援護年金の額）
第五十八条 障害援護年金の額は、一万八千円とする。

（障害援護年金の失権）
第五十九条 障害援護年金の受給権は、第三十五条の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、日本国内に住所を有しなくなつたとき、又は別表に定める一般に該当する程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

（障害援護年金についての適用除外規定）
第六十条 第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、障害援護年金に関しては、適用しない。

（母子援護年金の支給要件）
第六十一条 夫が死亡した場合において、死亡日の前日において次の各号のいずれにも該当せず、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した被保険者たる妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて、義務教育終了前（十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校教育又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合に、その在学する間を含む。以下同じ。）のもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、第三十七条第一項に定める母子年金の支給要件に該当しない場合において、これに該当するものとみなして、その者に母子年金を支給する。ただし、その者が、夫の死亡日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

つ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した被保険者たる妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて、義務教育終了前（十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校教育又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合に、その在学する間を含む。以下同じ。）のもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、第三十七条第一項に定める母子年金の支給要件に該当しない場合において、これに該当するものとみなして、その者に母子年金を支給する。ただし、その者が、夫の死亡日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

一 死亡日の属する月の前月までの表の被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合においては、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

二 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間（その妻が二十歳に達した後の期間に限る。）が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

2 第三十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定により支給する母子年金は、母子援護年金と称する。

（母子援護年金の額）
第六十二条 母子援護年金の額は、一万二千元とする。

第六十三条 母子援護年金の額は、妻が母子援護年金の受給権を取得した当時第六十一条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき二千四百円を加算した額とする。

2 第三十九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定によりその額が加算された母子援護年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一 第三十九条第三項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 二十五歳に達した日の属する学年の末日が終了したとき。ただし、同日以後引き続き中学校教育又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学するときは、前号ただし書に該当する場合において、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学しなくなつたとき。

（母子援護年金の失権）
第六十四条 母子援護年金の受給権は、第四十条第一項の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、又は日本国内に住所を有しなくなつたときは、消滅する。子が一人であるときはその子が、子が二人以上あるときは同時に又は時を異にしてそのすべての子が、前条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときも、同様とする。

2 第四十条第二項の規定は、母子援護年金に適用しては適用しない。

（援護年金の支給停止）
第六十五条 老齢援護年金、障害援護年金及び母子援護年金（以下「援護年金」という。）は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、その支給を停止する。

一 公的年金各法に基く年金たる給付を受けることができるとき。

二 監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

三 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

2 前項第一号に規定する給付が、その金額につき支給を停止されているときは、同項の規定を適用しない。ただし、その支給の停止が第三十六条又は第四十一条第一項に規定する給付が行われることによるものであるときは、この限りでない。

3 援護年金の額が、第一項第一号に規定する給付の額（その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額）をこえるときは、そのこえる部分については、

同項の規定にかかわらず、当該援護年金の支給を停止しない。

4 援護年金は、受給権者が前年において十三万円（受給権者が前年の十二月三十一日において受給権者又はその配偶者の子であつて義務教育終了前のものの生計を維持したときは、十三万円にその子一人につき一万五千円を加算した額とする。）をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

5 第一項第一号に規定する給付の額の計算方法並びに前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第六十六条 老齢援護年金又は障害援護年金（その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。）は、その受給権者の配偶者が六千円をこえる額の公的年金各法に基づく年金たる給付（その額の全部につき支給を停止されているものを除くものとし、その額の全部につき支給を停止されている部分にあつては、その停止されている部分の額が六千円をこえるものに限り。）を受けることができるときは、その期間、その年金額のうち当該公的年金各法に基づく年金たる給付の額から六千円を控除した額（その額が六千円をこえるときは、六千円とする。）に相当する部分の支給を停止する。

2 前条第五項の規定は、前項に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付の額の計算方法について準用する。

3 夫及び妻がともに老齢援護年金（その額の全部又は一部につき支

給を停止されているものを除く。）を受けることができるときは、その期間、夫及び妻に支給する老齢援護年金は、それぞれその年金額のうち三千円に相当する部分の支給を停止する。夫及び妻の一方が老齢援護年金（その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。）を、他方が障害援護年金（その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。）を受けることができる場合における当該老齢援護年金についても、同様とする。

4 老齢援護年金及び障害援護年金は、受給権者の配偶者の所得につき、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の規定により計算した前年分の所得税額（この所得税額を計算する場合には、同法第十五条の六及び第十五条の八の規定を適用しないものとする。次項において同じ。）があるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

5 老齢援護年金及び障害援護年金は、受給権者の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給権者の生計を維持するものの所得につき、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の規定により計算した前年分の所得税額が、給与所得の収入金額が五十万円であり、かつ、同法に規定する扶養親族が五人である者が通常納付すべき同年分の所得税額として政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

第六十七条 母子援護年金は、妻が夫又は妻の二十五歳以上の子と生計を同じくするときは、その期間、その支給を停止する。ただし、その子が長期の疾病又は負傷、廃疾、失業その他これらに準ずる状態にあるときは、この限りでない。

（支払期の特例）

第六十八条 援護年金は、第十八条第三項本文の規定にかかわらず、毎年一月、五月及び九月の三期に、それぞれの前月までの分を支払うものとする。

第六節 給付の制限

第六十九条 故意に廃疾又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該廃疾については、これを支給事由とする。障害年金は、支給しない。

第七十条 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、廃疾若しくはその原因となつた事故を生じさせた者、又は廃疾の程度を増進させた者の当該廃疾については、これを支給事由とする年金給付は、その全部又は一部を行わないことができる。自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、死亡又はその原因となつた事故を生じさせた者の死亡についても、同様とする。

第七十一条 母子年金、遺児年金又は寡婦年金は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は夫を故意に死亡させた者には、支給しない。

第七十二条 年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

2 遺児年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、消滅する。

第七十二条 年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一 受給権者が、正当な理由がなく、第七十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の実問に応じなかつたとき。

二 障害年金の受給権者又は第七十七条第二項に規定する子が、正当な理由がなく、同項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

第七十三条 受給権者が、正当な理由がなく、第七十五条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

第四章 被保険者及び年金給付に関する経過的特例

第一節 経過措置

（被保険者の適用除外）
第七十四条 明治四十四年三月三十一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこ

える者）は、第七條第一項の規定にかかわらず、被保険者としな

（任意加入被保険者）

第七十五条 明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者）であつて、第七條第二項各号のいずれにも該当しないものは、前条の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、第七條第一項に該当する者に限る。

2 前項の申出は、昭和三十六年三月三十一日までに行わなければならない。

3 第十三條第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5 第一項の規定による被保険者は、第九條各号（第四号を除く。）及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（次の第三号に該当するに至つたときは、その日に）被保険者の資格を喪失する。

一 前項の申出が受理されたとき。
二 保険料を滞納し、第九十六條第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

三 被保険者期間が十年に達したとき。
（老齢年金の受給資格期間等についての特例）

第七十六条 次の表の上欄に掲げる

者については、第十条及び第二十六各号（第二十八条第一項、第三十条、第四十二条、第四十九条第一項及び第九十九条第一項の規定を適用する場合を含む。）中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

大正五年三月三十一日以前に生まれた者	(四十五歳をこえる者)	十年
大正五年四月一日から大正六年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十四歳をこえる者、四十歳をこえない者)	十一年
大正六年四月一日から大正七年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十三歳をこえる者、四十歳をこえない者)	十二年
大正七年四月一日から大正八年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十二歳をこえる者、四十歳をこえない者)	十三年
大正八年四月一日から大正九年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十一歳をこえる者、四十歳をこえない者)	十四年
大正九年四月一日から大正十年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十歳をこえる者、四十歳をこえない者)	十五年
大正十年四月一日から大正十一年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十九歳をこえる者、四十歳をこえない者)	十六年
大正十一年四月一日から大正十二年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十八歳をこえる者、三十七歳をこえない者)	十七年
大正十二年四月一日から大正十三年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十七歳をこえる者、三十七歳をこえない者)	十八年
大正十三年四月一日から大正十四年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十六歳をこえる者、三十七歳をこえない者)	十九年
大正十四年四月一日から大正十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十五歳をこえる者、三十七歳をこえない者)	二十年
大正十五年四月一日から昭和二年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十四歳をこえる者、三十七歳をこえない者)	二十一年
昭和二年四月一日から昭和三年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十三歳をこえる者、三十七歳をこえない者)	二十二年
昭和三年四月一日から昭和四年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十二歳をこえる者、三十七歳をこえない者)	二十三年
昭和四年四月一日から昭和五年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十一歳をこえる者、三十七歳をこえない者)	二十四年

備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日ににおけるその者の年齢であらわしたものである。

(老齢年金の額についての特例)
第七十七条 大正十五年三月三十一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において三十五歳をこえる者）であつて、前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替えられるため第二十六各号第一号又は第二号に該当するに至つたものに支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一〇年以上	一四四〇〇円
一五年以上	一五〇〇〇円
二〇年以上	一五六〇〇円
二五年以上	一六二〇〇円
三〇年以上	一六八〇〇円
三五年以上	一七四〇〇円
四〇年以上	一八〇〇〇円
四五年以上	一八六〇〇円
五〇年以上	一九二〇〇円
五五年以上	一九八〇〇円
六〇年以上	二〇四〇〇円
六五年以上	二一〇〇〇円
七〇年以上	二一六〇〇円
七五年以上	二二二〇〇円
八〇年以上	二二八〇〇円
八五年以上	二三四〇〇円
九〇年以上	二四〇〇〇円
九五年以上	二四六〇〇円
一〇〇年以上	二五二〇〇円

2 前項に規定する者のうち保険料納付済期間が十四年未満である者については、その者が七十歳に達するまでの間に支給する老齢年金の額は、同項の規定にかかわらず、その保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一〇年以上	九六〇〇円
一五年以上	一〇二〇〇円
二〇年以上	一〇八〇〇円
二五年以上	一一四〇〇円
三〇年以上	一二〇〇〇円
三五年以上	一二六〇〇円
四〇年以上	一三二〇〇円

3 大正十五年四月一日から昭和五年三月三十一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において三十一歳をこえる、三十五歳をこえない者）であつて、前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替えられるため第二十六各号第一号に該当するに至つたものに支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一〇年以上	一八〇〇円
一五年以上	一九六〇円
二〇年以上	二一二〇円
二五年以上	二二八〇円
三〇年以上	二四四〇円
三五年以上	二六〇〇円
四〇年以上	二七六〇円
四五年以上	二九二〇円
五〇年以上	三〇八〇円

4 前三項の場合においては、第二十八各号第四項中「前条」とあるのは、「第七十七条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。（老齢年金の受給資格期間等についての特例）
第七十八条 次の表の上欄に掲げる者については、第五十三条第一項（第五十六各号第一項の規定を適用する場合を含む。）中「三十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

明治四十四年四月一日から明治四十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十九歳をこえる者、五十歳をこえない者)	四年
明治四十五年四月一日から大正二年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十八歳をこえる者、四十歳をこえない者)	五年
大正二年四月一日から大正三年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十七歳をこえる者、四十歳をこえない者)	六年
大正三年四月一日から大正四年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十六歳をこえる者、四十歳をこえない者)	七年
大正四年四月一日から大正五年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十五歳をこえる者、四十歳をこえない者)	八年
大正五年四月一日から大正六年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十四歳をこえる者、四十歳をこえない者)	九年
大正六年四月一日から大正七年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十三歳をこえる者、四十歳をこえない者)	十一年
大正七年四月一日から大正八年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十二歳をこえる者、四十歳をこえない者)	十一年
大正八年四月一日から大正九年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十歳をこえる者、四十歳をこえない者)	十一年
大正九年四月一日から大正十一年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十九歳をこえる者、四十歳をこえない者)	十二年

昭和十一年四月一日から大正十二年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十八歳をこえ、三十九歳をこえない者)	十三年
大正十二年四月一日から大正十三年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十七歳をこえ、三十八歳をこえない者)	十四年
大正十三年四月一日から大正十四年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十六歳をこえ、三十七歳をこえない者)	十五年
大正十四年四月一日から大正十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十五歳をこえ、三十六歳をこえない者)	十六年
大正十五年四月一日から昭和二年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十四歳をこえ、三十五歳をこえない者)	十七年
昭和二年四月一日から昭和三年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十三歳をこえ、三十四歳をこえない者)	十八年
昭和三年四月一日から昭和四年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十二歳をこえ、三十三歳をこえない者)	十九年
昭和四年四月一日から昭和五年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十一歳をこえ、三十二歳をこえない者)	二十年
昭和五年四月一日から昭和六年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十歳をこえ、三十一歳をこえない者)	二十一年
昭和六年四月一日から昭和七年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十九歳をこえ、三十歳をこえない者)	二十二年
昭和七年四月一日から昭和八年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十八歳をこえ、二十九歳をこえない者)	二十三年
昭和八年四月一日から昭和九年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十七歳をこえ、二十八歳をこえない者)	二十四年
昭和九年四月一日から昭和十年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十六歳をこえ、二十七歳をこえない者)	二十五年
昭和十年四月一日から昭和十一年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十五歳をこえ、二十六歳をこえない者)	二十六年
昭和十一年四月一日から昭和十二年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十四歳をこえ、二十五歳をこえない者)	二十七年
昭和十二年四月一日から昭和十三年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十三歳をこえ、二十四歳をこえない者)	二十八年
昭和十三年四月一日から昭和十四年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十二歳をこえ、二十三歳をこえない者)	二十九年
昭和十四年四月一日から昭和十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十一歳をこえ、二十二歳をこえない者)	

備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日におけるその者の年齢であらわしたものである。

(障害援護年金及び母子援護年金の受給資格期間についての特例)
第七十九条 昭和十六年三月三十一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者)については、第五十六条第一項第一号ロ中「その者が二十歳に達した後の期間」とあり、第六十一条第一項第二号中「その妻が二十歳に達した後の期間」とあるのは、「昭和三十六年四月一日以後の期間」と読み替えるものとする。

第二節 援護年金の特別支給

(老齢援護年金の特別支給)

第八十条 明治二十二年十一月一日以前に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において七十歳以上である者)には、第五十三条第一項本文の規定にかかわらず、昭和三十四年十一月一日に、同条の老齢援護年金を支給する。

2 明治二十二年十一月二日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において七十歳未満である者のうち、昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)が七十歳に達したときは、第五十三条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の老齢援護年金を支給する。ただし、その者が老齢年金の受給権者であるときは、この限りでない。

(障害援護年金の特別支給)
第八十一条 昭和十四年十一月一日以前に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において二十歳以上である者)が、昭和三十四年十一月一日以前になつた傷病により、昭和三十四年十一月一日において別表に定める一級に該当する程度の傷病の状態にあるときは、第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害援護年金を支給する。

ある者)が、昭和三十四年十一月一日以前になつた傷病により、昭和三十四年十一月一日において別表に定める一級に該当する程度の傷病の状態にあるときは、第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害援護年金を支給する。

2 初診日が昭和三十四年十一月一日以前である傷病が同日以後になつた者又は初診日が同日以後昭和三十六年三月三十一日以前である傷病がなつた者が、そのなつた日において、当該傷病により別表に定める一級に該当する程度の傷病の状態にあるときも、前項と同様とする。ただし、初診日において二十歳未満であつた者又は傷病認定日において七十歳以上であつた者については、この限りでない。

3 明治四十四年三月三十一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)であつて、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病がなつたもの(傷病認定日において七十歳以上であつた者を除く)が、そのなつた日において、当該傷病により別表に定める一級に該当する程度の傷病の状態にあるときも、第一項と同様とする。ただし、当該傷病について第三十条又は第五十六条第一項の規定により障害年金の受給権を取得すべきときは、この限りでない。

(母子援護年金の特別支給)
第八十二条 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した昭和十四年十一月一日以前に生まれた妻(昭和三十四年十一月一日において二十歳以上である者)が、昭和三十四年十一月一日において、夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)の生計を維持するときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子援護年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 妻が、現に婚姻をしているとき。
 - 二 妻が、現に直系姻族以外の者の養子となつていて、(夫の死亡後に養子となつた場合に限る。)
 - 三 妻によつて生計を維持する子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつていて、(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)
- 2 昭和三十四年十一月一日以後昭和三十六年三月三十一日以前に夫が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した二十歳以上六十歳未満である妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子援護年金を支給する。

3 明治四十四年三月三十一日以前に生まれた妻（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者であつて、昭和三十六年四月一日以後に夫が死亡し、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持したものの夫の（死亡日において六十歳以上であつた者を除く。）が、夫の死亡の当時夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときも、前項と同様とする。ただし、当該夫の死亡について第三十七条又は第六十一条第一項の規定により母子年金の受給権を取得すべきときは、この限りでない。

第六章 費用

（国庫負担）

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項及び第三項に規定する費用を除く。以下同じ。）に充てるため、当該年度において納付された保険料の総額の二分の一に相当する額を負担する。

2 国庫は、援護年金の給付に要する費用を負担する。

3 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

（事務費の交付）

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行ふ事務の処理に必要な費用を交付する。

（保険料）

第八十七条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料の額は、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までは一月につき百円、被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後は一月につき百五十円とする。

（保険料の納付義務）

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

第八十九条 被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月前における直近の基準月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び第九十条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

一 障害年金又は母子援護年金の受給権者であるとき。

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による生活扶助又はらい予防法（昭和二十八年法律第二百四十四号）によるこれに相当する援助を受けるとき。

三 国立のらい療養所その他の施設であつて、厚生省令で定めるものに収容されるとき。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があつたときは、都道府県知事は、申請のあつた日の属する月前における直近の基準月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、すでに納付されたもの及び第九十三条第一項又は第二項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとする。

二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助又はらい予防法によるこれに相当する援助を受けるとき。

三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、年間の所得が十三万円以下であるとき。

四 地方税法に定める寡婦であつて、年間の所得が十三万円以下であるとき。

五 その他保険料を納付することが著しく困難であると認められるとき。

（保険料の納期限）

第九十一条 一月、二月及び三月分の保険料はその年の四月末日までに、四月、五月及び六月分の保険料はその年の七月末日までに、七月、八月及び九月分の保険料はその年の十月末日までに、十月、十一月及び十二月分の保険料は翌年一月末日までに、それぞれ納付しなければならない。

（保険料の納付方法）

第九十二条 保険料を納期限前に納付するには、厚生省令で定める場合を除いて、国民年金印紙による納付の方法によらなければならない。四月から十二月までの各月の保険料を納期限の経過後翌年の四月三十日までの間に納付するときも、同様とする。

2 一月から三月までの各月の保険料をその年の五月一日以後に、四月から十二月までの各月の保険料を翌年の五月一日以後に納付する

には、国民年金印紙による納付の方法によることができない。

3 国民年金印紙による保険料の納付は、国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけ、納期限までにこれを都道府県知事又は市町村長に提出し、その検認を受けることによつて行ふものとする。

（保険料の前納）

第九十三条 被保険者は、都道府県知事の承認を受け、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2 保険料の前納は、国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけ、これを市町村長に提出し、その検認を受けることによつても、行ふことができる。この場合においては、都道府県知事の承認を受けることを要しない。

3 第一項の場合において前納すべき額は、国民年金印紙によつて納付する場合を除き、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

4 第一項の規定により前納された保険料については、保険料納付済期間を計算する場合においては、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

5 前四項に定めるもののほか、保険料の前納手続、前納された保険料の還付、前納された保険料に係る第八十五条第一項の規定による国庫負担額の算定方法その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

4 第三十七条第二項の規定は、前三項の場合に準用する。

（裁定に関する特例）

第八十三条 前三条の規定により支給する援護年金の受給権の裁定は、第十六条の規定にかかわらず、受給権者の請求に基づいて、都道府県知事が行ふものとする。

2 前三条の規定により援護年金の受給権を取得した者が第六十五条第一項第一号に該当するときは、引き続きこれに該当する間、その者は、前項の請求をすることができない。ただし、同条第二項又は第三項の規定に該当するときは、この限りでない。

第五章 福祉施設

第八十四条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができ。

(保険料の追納)

第九十四条 被保険者は、都道府県知事の承認を受け、第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされた保険料(承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。)の全部又は一部につき、これに相当する額を追納することができる。この場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、さきに経過した月の分から順次に行うものとする。

2 前項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、保険料の追納手続その他保険料の追納について必要な事項は、政令で定める。

(徴収)

第九十五条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によつて徴収する。

(督促及び滞納処分)

第九十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算

して十日以上を経過した日でなければならぬ。

4 厚生大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分法の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、厚生大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

6 前二項の規定による処分によつて受け入れた金額を保険料に充当する場合においては、さきに経過した月の保険料から順次これに充当し、一箇月の保険料の額に満たない端数は、納付義務者に交付するものとする。

(延滞金)

第九十七条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、厚生大臣は、徴収金額百円につき一日六銭の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるときは、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたとき

は、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するに当り、徴収金額に五百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が五十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(先取特権)

第九十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(保険料の還付)

第九十九条 保険料免除期間又は保険料納付済期間と保険料納付済期間とを合算した期間が三十年をこえ、かつ、保険料納付済期間が三年以上である者が六十五歳に達したときは、百五十円にその者の保険料納付済期間の月数を乗じて得た額から五千四百円を控除した額をその者に還付する。ただし、その者が、第二十六条各号のいずれかに該当するとき、又は障害年金若しくは母子年金の受給権者であるとき、若しくは受給権者であつたことがあるときは、この限りでない。

2 第二十三条の規定は前項の保険料の還付について、第七十八条の規定は同項の保険料免除期間又は

保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間について、それぞれ準用する。

(附加保険料)

第一百条 被保険者は、別に法律の定めるところにより、この法律による保険料にあわせて、附加保険料を払い込むことができる。

2 前項の附加保険料を払い込んだ者に対しては、老齢年金にあわせて附加年金を支払い、又はその者が年金給付を受けることができなかつた場合に脱退手当金を支払うものとする。

第七章 審査の請求

第一百一条 年金給付に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課、徴収若しくは第九十六条の規定による処分不服がある者は、社会保険審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

2 審査の請求をした日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

3 第一項の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

第八章 雑則

(時効)

ととなつた日)から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利(第九十九条の規定による還付金を受ける権利を含む。)は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

3 前二項の時効の中断、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。ただし、保険料その他この法律の規定による徴収金についての第九十六条第一項の規定による督促は、民法第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 保険料その他この法律の規定による徴収金については、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十二条の規定を適用しない。

(期間の計算)

第一百三条 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に關する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第一百四条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、厚生大臣若しくは都道府県知事又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例に定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者又は母子年金の支給若しくはその額の加算の要

件に該当する子の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。
(届出等)

第二百五条 被保険者は、厚生省令の定めるところにより、第十二条第一項に規定する事項を除くほか、厚生省令の定める事項を都道府県知事又は市町村長に届け出なければならぬ。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。

3 受給権者は、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣又は都道府県知事に対し、厚生省令の定める事項を届け出、かつ、厚生省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣、都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。
(被保険者に関する調査)

第六百六条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、被保険者に対し、国民年金手帳の提出を命じ、又は被保険者の資格若しくは保険料に関する処分に関し、当該職員をして被保険者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(受給権者に関する調査)

第七百七条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、その者の身分関係、廃疾の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれら事項に関し受給権者に質問させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、障害年金の受給権者、別表に定める程度の廃疾の状態にあることにより遺児年金の受給権を有し、若しくは母子年金が支給され、若しくはその額が加算されている子又は疾病、負傷若しくは廃疾の状態にあることにより第六十七条ただし書の規定によつて母子援護年金の支給が停止されていない子に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の廃疾、疾病若しくは負傷の状態を診断させることができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による質問又は診断について準用する。
(資料の提供等)

第八百八条 厚生大臣又は都道府県知事は、年金給付又は保険料に関する処分に關し必要があるとき、被保険者、受給権者又は世帯主若しくは被保険者の配偶者の資産若しくは収入の状況又は公的年金各法に基く年金たる給付の

支給状況につき、郵便局その他の官公署、被用者年金各法に定める組合(厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合を含む。以下同じ)若しくは国家公務員共済組合連合会に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(年金給付の支払)
第九百九条 年金給付の支払に関する事務は、通信大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の支払に必要な資金を通信大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。
(実施命令)

第九百十條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

第九章 罰則

第九百一十條 偽りその他不正な手段により年金給付を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第九百一十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者

二 第十二条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主

三 第六百六条第一項の規定により国民年金手帳の提出を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした被保険者

第九百一十三條 第十二条第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者は、五千円以下の罰金に処する。ただし、同条第二項の規定によつて世帯主から届出がなされたときは、この限りでない。

第九百一十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第九百一十條第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者。ただし、同条第二項において準用する第十二条第二項の規定により世帯主から届出がなされたときを除く。

二 第九百一十條第一項の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者

三 第九百一十條第二項において準用する第十二条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主

附則

四 第九百一十條第四項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者

条までの規定は昭和三十五年十月一日から、第七十六條から第七十九條まで、第六章中保険料に関する部分及び附則第二条の規定は昭和三十六年四月一日から、附則第三条第一項の規定は公布の日から施行する。
(被保険者に関する経過措置)
第二条 昭和三十五年十月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間において被保険者であつた者について、年金給付に関する規定を適用する場合においては、その者は、その期間、被保険者でなかつたものとみなす。
(援護年金の裁定の請求等に関する経過措置)
第三条 第八十條第一項、第八十一條第一項又は第八十二條第一項の規定に該当すべき者は、昭和三十四年十一月一日前においても、同日にこれらの規定に該当することを条件として、当該援護年金について受給権の裁定の請求の手続をとることができる。
2 第八十條第一項、第八十一條第一項又は第八十二條第一項の規定による援護年金の支給は、昭和三十四年十一月から始めるものとする。
3 昭和三十五年における援護年金の支払については、第六十八條中「二月」とあるのは、「三月」と読み替へるものとする。
(被用者年金各法の被保険者等に関する当分の間の取扱)
第四条 第七條第二項各号に掲げる者に関しは、同条第三項に規定する法律が制定施行されるまでの

間、次条から附則第九条までに定めるところによる。

第五條 第七條第一項に規定する者であつて、同条第二項各号のいずれかに該当するものが、同項各号のいずれにも該当しなかつたときは、その日に被保険者の資格を取得するものとし、また、被保険者が同項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日に被保険者の資格を喪失するものとする。ただし、その者が明治四十四年四月一日以後に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえない者）である場合に限る。

第六條 明治四十四年四月一日以後に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえない者）であつて、第七條第二項に該当するものは、同項の規定にかかわらず、都道府県知事の承認を受けて、被保険者となることができる。ただし、同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者及び同条第一項に該当しない者は、この限りでない。

2 前項の規定による承認を受けた者は、その承認を受けた日に被保険者の資格を取得するものとする。

3 第十三條第一項の規定は、第一項の規定による承認があつた場合に準用する。

4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5 第一項の規定による被保険者は、第九條各号及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第九條第四号又は次の第一号若しくは第二号に該当するに至つたときは、その日）に被保険者の資格を喪失する。

一 第七條第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第七條第二項第四号から第七号までのいずれにも該当しなかつたとき。

三 前項の申出が受理されたとき。

四 保険料を滞納し、第九十六條第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しなかつたとき。

6 第一項の規定による被保険者については、第八十九條及び第九十條の規定を適用しない。

第七條 明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者）であつて、第七條第二項に該当するものは、同項の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者及び同条第一項に該当しない者は、この限りでない。

2 第七十五條第二項から第五項までの規定は、前項の規定による被保険者について準用する。

3 第七十五條第一項又はこの条第一項の規定による被保険者が、第七條第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日に被保険者の資格を喪失する。

第八條 厚生大臣は、都道府県知事又は市町村長は、被保険者の資格に關し必要があるときは、被用者年金各法に定める組合その他の管掌機關（恩給に關する裁定庁、本廳及び支給庁並びに地方公務員の退職年金に關するこれらに相當する機關を含む。）に對し、必要な資料の提供を求めることができる。

第九條 疾病にかかり、又は負傷し、昭和三十四年十一月一日以後におけるその初診日において第七條第二項第一号から第三号までのいずれかに該当した者の当該傷病による療疾については、第五十七條第一項並びに第八十一條第二項及び第三項の規定を適用しない。

（印紙税法の一部改正）

第十條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノノハの次に次の一号を加える。

六ノノ九 國民年金ニ關スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十一條 所得税法の一部を次のように改正する。

第八條第六項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 國民年金法の規定により被保険者として負担する國民年金の保険料

第九條第二項中「第六号の五」の下に「第七号の三」を加える。

（地方財政法の一部改正）

第十二條 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十條の四第七号中「厚生年金保險」の下に「國民年金」を加える。

（國等の債權債務等の金額の端數計算に關する法律の一部改正）

第十三條 國等の債權債務等の金額の端數計算に關する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「厚生年金保險法（昭和二十九年法律第十五号）第八十七條第一項の下に「國民年金法（昭和三十四年法律第七号）第九十七條第一項」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十四條 地方税法の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 國民年金法（昭和三十四年法律第七号）の規定によつて年金給付として支給を受ける金額

第六百七十二條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 國民年金法の規定によつて年金給付として支給を受ける金額

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第十五條 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「厚生年金保險法（昭和二十九年法律第十五号）第九十條」の下に「並びに國民年金法（昭和三十四年法律第七号）第九十條」を加える。

第三條中「又は厚生年金保險法第九十條」を「若しくは厚生年金保險法第九十條又は國民年金法第九十條」に改め、同条第三号中「保險給付」の下に「國民年金法による年金給付を含む。次條第一項において同じ。」を加える。

第九條第一項中「保險者」の下に「國民年金事業の管掌者を含む。以下同じ。」を加える。

第十九條中「及び厚生年金保險法第九十條」を「厚生年金保險法第九十條及び國民年金法第九十條」に改める。

第三十二條第一項中「又は厚生年金保險法第九十條第一項」を「若しくは厚生年金保險法第九十條第一項又は國民年金法第九十條第一項」に改め、同条第二項中「又は厚生年金保險法第九十條第二項」を「若しくは厚生年金保險法第九十條第二項又は國民年金法第九十條第二項」に改め、同条第六項中「厚生年金保險法第八十六條第五項」の下に「並びに國民年金法第九十六條第四項」を加える。

(年金の額の変更)

第八条 厚生大臣は、生計費その他の諸事情の変化により、年金の額を百分の十以上増減する必要があると認めるときは、国民年金審議会の意見を聞いて、その変更に関する必要な手続をとらなければならない。

(損害賠償請求権)

第九条 政府は、年金を支給すべき事由が第三者の行為によつて生じた場合において、年金を支給したときは、その支給した金額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その額の限度で、年金の支給をしないことができる。

(受給権の保護及び公課の禁止)

第十条 年金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 租税その他の公課は、年金として支給を受けた金額を標準として、課することができない。

(時効)

第十一条 年金を受ける権利は、七年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に関する規定を準用する。

(期間の計算)

第十二条 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算に

ついては、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(印紙税の非課税)

第十三条 国民年金に関する書類には、印紙税を課さない。

(無料証明)

第十四条 行政庁又は受給権者は、その行方年金の支給又はその支給を受ける年金に必要の範囲内において、国、市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長)又はその代理者に対し、無料で証明を求めることができる。

第二章 普通年金

第一節 通則

(管掌)
第十五条 普通年金は、政府が、管掌する。

(普通年金の種類)

第十六条 普通年金は、一般国民年金及び労働者年金とする。

(給付の種類)

第十七条 普通年金の給付は、次のとおりとする。

- 一 老齢年金
- 二 障害年金
- 三 遺族年金

(繰上請求)

第十八条 給付を受ける権利を裁定する場合において、給付の額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(老齢年金の受給権者)

第十九条 老齢年金は、受給資格者が六十歳に達したとき、その者に支給する。ただし、五十五歳から五十九歳までの者が政令で定めるところにより月を指定して繰上請求をしたときは、その指定に係る月から支給し、六十歳に達した者が政令で定めるところによりその者の六十一歳から六十五歳までの間にある月を指定して繰上請求をしたときは、その指定に係る月から支給する。

2 十五年以上政令で指定する業務に従事した労働者年金の受給資格者に対する老齢年金は、前項の規定にかかわらず、五十五歳に達したとき、その者に支給する。ただし、五十五歳に達した者が政令で定めるところによりその者の五十六歳から六十歳までの間にある月を指定して繰上請求をしたときは、その指定に係る月から支給する。

(老齢年金の受給権の消滅)
第二十条 老齢年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(障害年金の受給権者)
第二十一条 障害年金は、受給資格者が別表に定める程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。

(障害年金の併給の調整)
第二十二条 障害年金の受給権者に對してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害年金を受ける権利は、消滅する。

3 第一項の場合において、前後の障害を併合した障害の程度による一般国民年金の障害年金の額若しくは労働者年金の障害年金の額又はこれらの額の合算額が、前の障害に係る一般国民年金の障害年金の額若しくは労働者年金の障害年金の額又はこれらの額の合算額より低額であるときは、前二項の規定の適用については、第一項のさらに障害年金を支給すべき事由は生じなかつたものとみなす。

(障害年金の額の改定)
第二十三条 厚生大臣は、障害年金の受給権者について、その障害の程度を調査し、その程度が従前の障害の等級以外の等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて、障害年金の額を改定することができる。

2 障害年金の受給権者は、厚生大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害年金を受け権利を取得した日又は第一項の規定による厚生大臣の調査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければならない。

4 第一項の規定により障害年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害年金の支給は、改定が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

(診断)
第二十四条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、障害年金の受給権者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。

(障害年金の支給の制限)
第二十五条 障害年金は、故意に障害又は障害の直接の原因となつた事故を生ぜしめた者については、支給しない。

2 重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくは障害の原因となつた事故を生ぜしめ、又はその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた者については、障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。

3 障害年金の受給権者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、その障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、第二十三条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する等級以下の等級に該当するものとして、同条同項の規定による改定を行つことができる。

第二十六条 障害年金は、その受給権者が次の各号の一に該当する場合に、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一 正当な理由がなくて、第二十条の規定による命令に従わず、又は同条の規定による診断を拒んだとき。

二 故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、その障害の回復を妨げたとき。

(障害年金の受給権の消滅)

第二十七条 障害年金を受ける権利は、第二十条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 別表に定める程度の障害の状態に該当しなくなつたとき。

(遺族年金の受給権者)

第二十八条 遺族年金は、受給資格者が死亡した場合に、その者の遺族に支給する。

(遺族の範囲)

第二十九条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、受給資格者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下第三十二条及び第三十九条において同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び弟妹で、受給資格者の死亡当時その者によつて生計を維持していた者とする。ただし、子、孫及び弟妹にあつては、二十歳未満の者で婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないものに限る。

2 受給資格者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、受給資格者の死亡当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。

(遺族の順位)

第三十条 遺族年金を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に規定する順序とする。

2 前項の場合において、父母については養父母を先にして実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にして実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にして父母の実父母を後にする。

3 先順位者たるべき者が後順位者より後に生じ、又は同順位者たるべき者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者たるべき者については、その生じた日から前二項の規定を適用する。

(同順位者が二人以上ある場合)

第三十一条 前条の規定により遺族年金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その遺族年金は、その人数によつて等分して支給する。

2 前項の規定により遺族年金を等分して受ける同順位者のうち、その権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその遺族年金を等分して支給する。

(遺族年金の額の改定)

第三十二条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子が次の各号の一に該当するに至つたことにより遺族年金の額に変更を生ずる場合

合には、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、遺族年金の額を改定する。認知によつて遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子が生じたことにより遺族年金の額に変更を生ずる場合も、その認知のあつた日の属する月の翌月から、また同様とする。

一 死亡したとき。

二 婚姻をしたとき。

三 直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組と同様の事情にある者を含む。)となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した受給資格者との親族関係が終了したとき。

五 二十歳に達したとき。

六 胎児である子が出生したとき。

七 受給権者である配偶者と生計を異にするに至つたとき。

八 遺族年金を受ける権利が第三十五条第三号の規定により消滅したとき。

(遺族年金の支給の制限)

第三十三条 遺族年金は、次の各号の一に該当する者には、支給しない。

一 受給資格者を故意に死亡させた者

二 受給資格者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者

三 受給資格者の死亡によつて遺族年金の受給権者となつた者を故意に死亡させた者

第三十四条 遺族年金の受給権者が、一年以上所在不明である場合において、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により遺族年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その遺族年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

(遺族年金の受給権の消滅)

第三十五条 遺族年金を受ける権利は、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 第三十二条第一号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 二十歳に達したことによつて、遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子、孫又は弟妹でなくなつたとき。

三 他の受給権者を故意に死亡させたとき。

第二節 一般国民年金(受給資格者)

第三十六条 二十歳以上の者は、一般国民年金の受給資格者とする。

(老齢年金の額)

第三十七条 老齢年金の額は、八万四千円に一般国民年金の拠出期間(第四十条第二項に規定する期間をいう。以下同じ。)の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 第十九条第一項ただし書の規定により繰上請求をした者については、政令で定めるところにより前項の八万四千円を減額するものとす。同条第一項ただし書の規定により繰上請求をした者については、政令で定めるところにより前項の八万四千円を増額するものとす。

(障害年金の額)

第三十八条 障害年金の額は、次の各号に掲げる額とする。

一 障害の程度が別表に定める一級に該当する場合の障害年金にあつては、八万四千円にその者が二十歳に達した日の属する月から障害年金を受ける権利を取得した日の属する月(その月がその者の五十五歳に達した日の属する月以後であるときは、五十五歳に達した日の属する月の前月)までの期間(以下「障害前の拠出期間」という。)のうちの一般国民年金の拠出期間の月数を障害前の拠出期間の月数で除して得た数を乗じて得た額

二 障害の程度が別表に定める二級に該当する場合の障害年金にあつては、前号に規定する障害年金の額の百分の七十五に相当する額

三 障害の程度が別表に定める三級に該当する場合の障害年金にあつては、第一号に規定する障害年金の額の百分の五十に相当する額

(遺族年金の額)

第三十九条 遺族年金の額は、四万二千円に遺族年金を受けるべき遺

族の範囲に属する子（配偶者が受給権者であるときは、当該配偶者が遺族年金を受ける権利を取得した当時その者と生計を同じくしていた者に限るものとし、子が受給権者であるときは、受給権者である子のうち一人を除いた子とする。以下第四十五条において同じ。）一人につき一万四千四百円を加算した額に、死亡した者の一般国民年金の拠出期間の月数をその者が二十歳に達した日の属する月から死亡した日の属する月（その月がその者の五十五歳に達した日の属する月以後であるときは、五十五歳に達した日の属する月の前月）までの期間（以下「死亡前の拠出期間」という。）の月数で除して得た額を乗じて得た額とする。

2 第二十九条第二項に規定する胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、配偶者が遺族年金を受ける権利を取得した当時その者と生計を同じくしていた者とみなす。

（一般国民年金税）
第四十条 一般国民年金事業に要する費用に充てるため、一般国民年金の受給資格者の属する世帯の世帯主に対し、一般国民年金税を課する。

2 前項に規定する一般国民年金税は、一般国民年金の受給資格者につき、当該受給資格者が二十歳に達した日の属する月から五十五歳に達する日の属する月の前月（その者がその月前に死亡したときはその死亡した日の属する月）までの

間（その期間内における第四十三条第一項に規定する労働者年金の拠出期間を除く。）課するものとする。

3 一般国民年金税は、目的税とする。

4 前三項に規定するもののほか、一般国民年金税に関する事項は、別に法律で定める。

（国庫負担）
第四十一条 国は、一般国民年金の給付に要する費用の二分の一を負担する。

2 国は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、一般国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

第三節 労働者年金（受給資格者）
第四十二条 二十歳以上の者で労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八条に掲げる事業の事業所若しくは事務所又は同条に掲げる事務所（以下単に「事業所」という。）に使用されるもの（政令で定める者を除く。）は、労働者年金の受給資格者とする。

（老齢年金の額）
第四十三条 老齢年金の額は、八万四千円に労働者年金の拠出期間（第四十六条第二項に規定する期間をいう。以下同じ。）の月数を四百二十で除して得た額を乗じて得た額に、平均標準報酬月額（労働者年金の拠出期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ。）の百分の一に相当する額に労働者年金の拠出期間の月数を乗じて得た額を加算した額とする。

2 第三十七条第二項の規定は、第十九条第一項ただし書の規定により繰上請求又は繰下請求をした者について準用する。

3 第十九条第二項ただし書の規定により繰下請求をした者については、政令で定めるところにより第一項の八万四千円を増額するものとする。

（障害年金の額）
第四十四条 障害年金の額は、次の各号に掲げる額とする。

一 障害の程度が別表に定める一級に該当する場合の障害年金にあつては、八万四千円にその者が障害年金を受ける権利を取得した日の属する月までの平均標準報酬月額の百分の四百二十に相当する額を加算した額に、障害前の拠出期間のうちの労働者年金の拠出期間の月数を障害前の拠出期間の月数で除して得た額を乗じて得た額

二 障害の程度が別表に定める二級に該当する場合の障害年金にあつては、前号に規定する障害年金の額の百分の七十五に相当する額

三 障害の程度が別表に定める三級に該当する場合の障害年金にあつては、第一号に規定する障害年金の額の百分の五十に相当する額

（遺族年金の額）
第四十五条 遺族年金の額は、四万二千円と死亡した者の平均標準報酬月額の百分の二百に相当する額との合算額に遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子一人に

つき一万四千四百円を加算した額に、労働者年金の拠出期間の月数を死亡前の拠出期間の月数で除して得た額を乗じて得た額とする。

2 第三十九条第二項の規定は、前項に規定する遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子について準用する。

（労働者年金税）
第四十六条 労働者年金事業に要する費用に充てるため、国家公務員以外の労働者年金の受給資格者を使用する事業所の事業主（以下単に「事業主」という。）に対し、労働者年金税を課する。

2 前項に規定する労働者年金税は、国家公務員以外の労働者年金の受給資格者につき、次の各号に掲げる期間課するものとする。

一 受給資格者が事業所に使用された日（二十歳に達する前に使用されたときは、二十歳に達した日。以下第二号において同じ。）の属する月から事業所に使用されなくなつた日の属する月の前月（その月がその者の五十五歳に達した日の属する月以後であるときは、五十五歳に達した日の属する月の前月）までの

間

二 受給資格者が、二十歳に達した日の属する月から五十五歳に達した日の属する月の前月までの間において、事業所に使用された日の属する月にその事業所に使用されなくなつた場合（その月にさらに事業所に使用された場合を除く。）においては、その月

3 労働者年金税は、目的税とする。

4 前三項に規定するもののほか、労働者年金税に関する事項は、別に法律で定める。

5 国家公務員以外の労働者年金の受給資格者は、当該受給資格者につき事業主が納付すべき労働者年金税の税額の半額以下を負担する。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

6 前項の規定により受給資格者の負担すべき額は、事業主と、当該事業所に使用される労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定によつて定めるものとする。

7 第五項の場合において、事業主が受給資格者に対して通貨をもつて報酬を支払うときには、事業主は、受給資格者が同項の規定により負担すべき額を報酬から控除することができるとし、当該控除をしたときは、その控除に関する計算書を作成し、その控除額を受給資格者に通知しなければならない。

（負担金及び納付金）
第四十七条 国は、労働者年金事業に要する費用に充てるため、その使用する国家公務員である労働者年金の受給資格者につき、その者の標準報酬月額に一定の割合を乗じて得た額を負担する。

2 国家公務員である労働者年金の受給資格者は、当該受給資格者につき国が前項の規定により負担す

- る額の二分の一以下を負担するものとし、これを国庫に納付しなればならない。
- 3 前条第二項の規定は第一項の規定による国の負担金について、同条第七項の規定は前項の規定による国家公務員である労働者年金の受給資格者の納付金について準用する。
- 4 前三項に規定するものは、第一項の一定の割合その他の国の負担金に関する事項及び第二項の負担割合その他の国家公務員である労働者年金の受給資格者の納付金に関する事項は、政令で定める。
- 5 前項の政令は、その草案について国民年金審議会の意見を聞いて制定する。
- (国庫負担)
- 第四十八条 国は、労働者年金の給付に要する費用の五分の一を負担する。
- 2 国は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、労働者年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。
- (標準報酬)
- 第四十九条 標準報酬は、労働者年金の受給資格者の報酬月額に基き、次の区別によつて定める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満
第二級	四、〇〇〇円	三、五〇〇円以上四、五〇〇円未満
第三級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上五、五〇〇円未満
第四級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上六、五〇〇円未満
第五級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上七、五〇〇円未満
第六級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上八、五〇〇円未満
第七級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上九、五〇〇円未満
第八級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上一〇、五〇〇円未満
第九級	一一、〇〇〇円	一〇、五〇〇円以上一一、五〇〇円未満
第一〇級	一二、〇〇〇円	一一、五〇〇円以上一二、五〇〇円未満
第一級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上一六、五〇〇円未満
第二級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上一八、五〇〇円未満
第三級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上二〇、五〇〇円未満
第四級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上二二、五〇〇円未満
第五級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上二四、五〇〇円未満

第一六級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上二七、〇〇〇円未満
第一七級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上二九、〇〇〇円未満
第一八級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上三一、〇〇〇円未満
第一九級	三三、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上三四、五〇〇円未満
第二〇級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上三七、五〇〇円未満
第二一級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上四〇、五〇〇円未満
第二二級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上四三、五〇〇円未満
第二三級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上四六、五〇〇円未満
第二四級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上四九、五〇〇円未満
第二五級	五二、〇〇〇円	四九、五〇〇円以上五二、〇〇〇円以上
第二六級	五六、〇〇〇円	五二、〇〇〇円以上五四、〇〇〇円未満
第二七級	六〇、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上五八、〇〇〇円未満
第二八級	六四、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上六二、〇〇〇円未満
第二九級	六八、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上六六、〇〇〇円未満
第三〇級	七二、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上七〇、〇〇〇円以上

- (定時決定)
- 第五十条 行政庁は、労働者年金の受給資格者が毎年八月一日現に使用される事業所において同日前三箇月間(その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。
- 2 前項の規定により決定された標準報酬は、その年の十月から翌年の九月までの各月の標準報酬とする。
- 3 第一項の規定は、七月一日から八月一日までの間に労働者年金の受給資格者となつた者及び第五十二条の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準報酬を改定され、又は改定されるべき労働者年金の受給資格者については、その年に限り適用しない。
- (受給資格者となつた際の決定)
- 第五十一条 行政庁は、労働者年金の受給資格者となつた者があるときは、次の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬を決定する。
- 一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、

- 労働者年金の受給資格者となつた日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額
- 二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、労働者年金の受給資格者となつた日の属する月前一箇月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額
- 三 前二号の規定により算定することが困難であるものについては、労働者年金の受給資格者となつた日の属する月前一箇月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額
- 四 前各号の二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前各号の規定により算定した額の合算額
- 2 前項の規定により決定された標準報酬は、労働者年金の受給資格者となつた日の属する月からその年の九月(七月一日から十二月三十一日までの間に労働者年金の受給資格者となつた者については、翌年の九月)までの各月の標準報酬とする。
- (標準報酬の改定)
- 第五十二条 行政庁は、労働者年金の受給資格者が現に使用される事業所において継続した三箇月間(各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならぬ)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準

報酬の基礎となつた報酬月額に
らべて、著しく高低を生じた場合に
おいて、必要があると認めるときは、
その額の報酬月額として、その著し
く高低を生じた月の翌月から、標
準報酬を改定することができる。

2 前項の規定により改定された標
準報酬は、その年の九月（八月か
ら十二月までのいずれかの月から
改定されたものについては、翌年
の九月）までの各月の標準報酬と
する。

(報酬月額の算定の特例)

第五十三条 労働者年金の受給資格
者の報酬月額が、第五十一条第一
項若しくは第五十一条第二項の規定
により算定することが困難である
とき、又は第五十一条第一項、第五
十一条第二項若しくは前条第一項
の規定により算定した額が著しく
不当であるときは、これらの規定
にかかわらず、行政庁が算定する
額を当該受給資格者の報酬月額と
する。

2 同時に二以上の事業所で報酬を
受ける労働者年金の受給資格者に
ついて報酬月額を算定する場合に
おいては、各事業所について、第
五十一条第一項、第五十一条第二項
若しくは前条第一項又は前項の規
定により算定した額の合算額をそ
の者の報酬月額とする。

(現物給与の価額)

第五十四条 報酬の全部又は一部
が、通貨以外のもので支払われる
場合においては、その価額は、そ
の地方の時価によつて、行政庁が
定める。

(届出)

第五十五条 事業主は、厚生省令で
定めるところにより、労働者年金
の受給資格者の氏名、事業所に使
用された年月日及び事業所に使用
されなくなつた年月日、報酬月額
その他厚生省令で定める事項を
行政庁に届け出なければならな
い。

2 労働者年金の受給資格者は、厚
生省令で定めるところにより、厚
生省令で定める事項を行政庁に届
け出、又は事業主に申し出なけれ
ばならない。

(事業主の事務)

第五十六条 労働者年金に係る事務
は、厚生省令で定めるところによ
り、その一部を事業主に行わせる
ことができる。

(立入検査等)

第五十七条 行政庁は、労働者年金
の受給資格者に係る労働者年金の
拠出期間の計算、標準報酬又は給
付に關し、必要があると認めると
きは、事業主に対して、文書その
他の物件を提出すべきことを命
じ、又は当該職員をして事業所に
立ち入つて関係者に質問し、若し
くは帳簿、書類その他の物件を検
査させることができる。

2 前項の規定により質問及び検査
を行う当該職員は、その身分を示
す証票を携帯し、かつ、関係者の
請求があるときは、これを提示し
なければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯
罪捜査のために認められたものと
解釈してはならない。

(報酬)

第五十八条 この節に規定する報酬
には、賃金、給料、俸給、手当、
賞与その他いかなる名称である
かを問はず、労働者が、労働の対
償として受けるすべてのものを含
み、臨時に受けるもの及び三箇月
をこえる期間ごとに受けるものは
含まれないものとする。

(日雇労働者に關する政令による
特例)

第五十九条 労働者年金の受給資格
者である日雇労働者に対するこの
節の規定の適用については、政令
で別段の定をすることができる。

第三章 特別年金

第一節 養老年金

(養老年金の受給権者)

第六十条 次の各号に掲げる者に
は、養老年金を支給する。

一 この章の規定の施行の際六十
歳以上である者

二 この章の規定の施行の際五十
五歳から五十九歳までの者で六
十歳に達した者

(養老年金の額)

第六十一条 前条第一号に規定する
者のうち六十歳から六十四歳まで
の者及び同条第二号に規定する者
のうち六十四歳までの者に支給す
る養老年金の額は、その者の属す
る世帯の世帯所得年額（世帯の世
帯主及び世帯員の前年の所得の合
計額の年額をいう。以下同じ。）が
十八万円以下である場合において
は一万二千元とし、その者の属す
る世帯の世帯所得年額が十八万円
をこえる場合においては六千元と
する。ただし、その者の属する世

帯の世帯所得年額が十八万円をこ
える場合において、六千元とその
者の属する世帯の世帯所得年額と
の合算額が十九万二千元に満たな
いときは、六千元に当該満たない
額を加算した額とする。

2 前条第一号に規定する者のうち
六十五歳以上の者及び前項に規定
する者で六十五歳に達したものに
支給する養老年金の額は、その者
の属する世帯の世帯所得年額が十
八万円以下である場合においては
二万四千元とし、その者の属する
世帯の世帯所得年額が十八万円を
こえる場合においては一万二千元
とする。ただし、その者の属する
世帯の世帯所得年額が十八万円を
こえる場合においては、一万二千元
と、その者の属する世帯の世帯所得
年額との合算額が二十万四千元に
満たないときは、一万二千元に当
該満たない額を加算した額とす
る。

(養老年金の支給の停止)

第六十二条 養老年金の受給権者の
前年の所得の年額が十三万円と
その者に支給すべき養老年金の額
との合算額をこえる場合又はその
者の属する世帯の世帯所得年額が
三十六万円とその者に支給すべき
養老年金の額との合算額をこえる
場合には、養老年金の額の全部に
つき、その支給を停止する。

2 受給権者に支給すべき養老年金
の額とその者の前年の所得の年額
との合算額が十三万円とその者に
支給すべき養老年金の額との合算
額をこえる場合又は受給権者に支
給すべき養老年金の額とその者の

属する世帯の世帯所得年額との合
算額が三十六万円とその者に支給
すべき養老年金の額との合算額を
こえる場合には、そのこえる額に
相当する額につき、養老年金の支
給を停止する。

3 受給権者に支給すべき養老年金
の額とその者の前年の所得の年額
との合算額が十三万円とその者に
支給すべき養老年金の額との合算
額をこえ、かつ、当該受給権者に
支給すべき養老年金の額とその者
の属する世帯の世帯所得年額との
合算額が三十六万円とその者に支
給すべき養老年金の額との合算額
をこえる場合には、当該こえる額
のうち多額に相当する額につき、
養老年金の支給を停止する。

(養老年金の受給権の消滅)

第六十三条 第二十条の規定は、養
老年金を受ける権利について準用
する。

(政令への委任)

第六十四条 この節に定めるものの
ほか、養老年金の支給に係る所得
の計算及び決定その他養老年金の
支給に關し必要な事項は、政令で
定める。

第二節 母子年金

(母子年金の受給権者)

第六十五条 女子であつて配偶者
（届出をしていないが、事実上婚
姻関係と同様の事情にある者を含
む。以下同じ。）のない者又はこれ
に準ずる女子であつて政令で定め
る者が現に児童（二十歳未満の者
をいう。以下同じ。）を扶養してい
る場合には、その扶養している者
に母子年金を支給する。

(母子年金の額)

第六十六條 母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円以下である場合において、その者に支給する母子年金の額は、三万六千円とする。ただし、その者が現に扶養している児童が二人以上あるときは、これらの児童のうち一人を除いた者一人につき七千二百円を加算した額とする。

(母子年金の額の改定)

第六十七條 母子年金の受給権者が現に扶養している児童の数に変更を生じたときは、その変更を生じ

た日の属する月の翌月から、母子年金の額を改定する。

(母子年金の支給の停止)

第六十八條 母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円とその者に支給すべき母子年金の額との合算額をこえる場合には、母子年金の額の全部につき、その支給を停止する。

2 受給権者に支給すべき母子年金の額とその他の属する世帯の世帯所得年額との合算額が十八万円とその他の者に支給すべき母子年金の額との合算額をこえる場合には、そのこえる額に相当する額につき、母子年金の支給を停止する。

(母子年金の受給権の消滅)

第六十九條 母子年金を受ける権利は、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 第六十五條の規定に該当しなくなつたとき。

(政令への委任)

第七十條 この節に定めるもののほか、母子年金の支給に係る所得の計算及び決定その他母子年金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 身体障害者年金

(身体障害者年金の受給権者)

第七十一條 次の各号に掲げる者が別表に定める程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じ、その者に身体障害者年金を支給する。

一 十五歳から十九歳までの者

二 この章の規定の施行の際五十五歳以上である者

(身体障害者年金の額)

第七十二條 身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円以下である場合において、その者に支給する身体障害者年金の額は、次の各号に掲げる額に、その者によつて生計を維持している配偶者及び二十歳未満の子について一人につき七千二百円を加算した額とする。

一 障害の程度が別表に定める一級に該当する場合

二 障害の程度が別表に定める二級に該当する場合

三 障害の程度が別表に定める三級に該当する場合

2 身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円をこえる場合

に支給する身体障害者年金の額は、前項の規定による身体障害者年金の額に相当する額の二分の一とする。

3 前項の規定による身体障害者年金の額に相当する額と当該身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が十八万円とその他の者に支給すべき身体障害者年金の額との合算額をこえる場合には、そのこえる額に相当する額につき、身体障害者年金の支給を停止する。

(身体障害者年金の受給権の消滅)

第七十四條 身体障害者年金を受ける権利は、第七十五條において準用する第二十二條第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 第七十一條の規定に該当しなくなつたとき。

(準用規定)

第七十五條 第二十二條第一項及び第二項、第二十三條から第二十六條まで並びに第六十七條の規定は、身体障害者年金の支給について準用する。

(政令への委任)

第七十六條 この節に定めるもののほか、身体障害者年金の支給に係る所得の計算及び決定その他身体障害者年金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 審査の請求

第七十七條 普通年金に係る給付若しくは標準報酬又は特別年金の支給に関する処分不服がある者は、国民年金審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、国民年金審査会に再審査を請求することができる。

2 審査を請求した日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、国民年金審査官の審査の請求を棄却したものとなし、国民年金審査会に再審査を請求することができる。

3 第一項の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中断に関し、裁判上の請求とみなす。

4 標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第五章 雑則

(記録)

第七十八條 行政庁は、受給資格者又は受給権者に關する原簿を備へ、これに受給資格者又は受給権者の氏名、受給資格者となつた年月日、標準報酬その他厚生省令で定める事項を記録しなければならぬ。

(書類等の提出)

第七十九條 厚生大臣は、必要があるとき、受給権者に対して、年金の支給に關して必要な書類その他の物件を提出すべきことを命ずることができる。

(年金の支給の停止)

第八十條 受給権者が、正当な理由がなく前条の規定による命令に従わなかつたときは、年金の額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

(届出)

第八十一條 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、行政庁に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(年金の支払の差止)

第八十二條 受給権者が、正当な理由がなく、前条第一項の規定に

よる届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金の支払を一時差し止めることができる。

(生活保護法との関係)

第八十三條 この法律の規定により特別年金を受ける権利及び支給を受けた特別年金は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四條第一項の規定の適用については、その者の利用し得る資産に、支給を受けた特別年金は、同法第八條第一項の規定の適用については、その者の金銭に含まれないものとする。

(権限の委任)

第八十四條 この法律に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、行政庁に委任することができる。

(実施規定)

第八十五條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第六章 罰則

第八十六條 事業主が、正当な理由がなく次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
一 第五十五條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二 第五十七條第一項の規定に違反して文書その他の物件を提出せず、又は同条同項の規定に

よる当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十七條 事業主以外の者が、第五十七條第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第八十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第八十九條 次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。
一 第五十五條第二項の規定に違反して、受給資格者が届出をせず、又は虚偽の届出をし、又は届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

二 第八十一條第二項の規定に違反して、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が届出をしないとき。

附 則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、第三十六條、第四十一條、第四十二條、第四十八條及び第三章の規定は、昭和三十四年十月一日から施行する。

別表

障害の程度	番号	障害の状況	二 級										一 級							
			一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六
			両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの										両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの							
			両上肢の用を全く廃したものの										両上肢の用を全く廃したものの							
			両下肢の用を全く廃したものの										両下肢の用を全く廃したものの							
			両上肢を腕関節以上で失つたものの										両上肢を腕関節以上で失つたものの							
			両下肢を足関節以上で失つたものの										両下肢を足関節以上で失つたものの							
			前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめる程度の障害を有するもの										前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめる程度の障害を有するもの							
			精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を有するもの										精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を有するもの							
			傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの										傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの							

級		三
一	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの	一
二	両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの	二
三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	三
四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの	四
五	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの	五
六	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの	六
七	長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの	七
八	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	八
九	おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したもの	九
一〇	一上肢をリスフラン関節以上で失つたもの	一〇
一一	両下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの	一一
一二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	一二
一三	精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	一三
一四	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの	一四

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものと、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足ゆびの用を廃したものと、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節（第一趾にあつては趾趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案

国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 厚生年金保険法の廃止に伴う経過措置（第七条―第十二条）
- 第三章 船員保険法の改正に伴う経過措置（第十三条―第十八条）
- 第四章 農林漁業団体職員共済組合法の廃止に伴う経過措置（第十九条―第二十五条）
- 第五章 恩給法等との調整（第二十六条―第二十七条）
- 第六章 国家公務員共済組合法等との調整（第二十八条―第二十九条）
- 第七章 公共企業体職員等共済組合法との調整（第三十条―第三十一条）
- 第八章 市町村職員共済組合法との調整（第三十二条―第三十三条）
- 第九章 私立学校教職員共済組合法との調整（第三十四条―第三十五条）
- 第十章 地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する法令との調整（第三十六条―第三十七条）
- 第十一章 他の法律の一部改正（第三十七条―第四十条）

第十二章 雑則（第五十条）

附則

第一章 総則

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、国民年金法（昭和三十四年法律第 号。以下「法」という。）の施行に關して必要な事項及び法で定める年金の支給と他の法令で定める年金等の支給との調整に關する事項について定めるものとする。

（法の施行の日の属する月前二十歳に達した者に対する法の規定の適用）

第二条 法の施行（法附則ただし書の規定による施行をいふ。以下同じ。）の日の属する月前に二十歳に達した者で法の施行の際五十五歳未満のものに対する普通年金に係る法の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 法第三十七條第一項中「第四十條第二項」とあるのは、「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律（昭和三十四年法律第 号）第二條第一項第四号において読み替へるものとする。」と読み替へるものとする。

二 法第三十八條中「八万四千円」とあるのは、「前条第一項に規定する額」と、「二十歳に達した日」とあるのは、「この法律の施行（附則ただし書の規定による施行をいふ。以下同じ。）の日」と読み替へるものとする。

三 法第三十九條第一項中「四万二千元」とあるのは、「第三十七條第一項に規定する額の二分の一に相当する額」と、「二十歳に達した日」とあるのは、「この法律の施行の日」と読み替へるものとする。

した日」とあるのは「この法律の施行の日」と読み替へるものとする。

四 法第四十條第二項中「二十歳に達した日」とあるのは、「この法律の施行の日」と読み替へるものとする。

五 法第四十三條第一項中「第四十六條第二項」とあるのは、「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律第二條第一項第八号において読み替へられた第四十六條第二項」と読み替へるものとする。

六 法第四十四條第一号中「八万四千円」とあるのは、「八万四千円に労働者年金の拠出期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額」と読み替へるものとする。

七 法第四十五條第一項中「四万二千元」とあるのは、「四万二千元に労働者年金の拠出期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額」と読み替へるものとする。

八 法第四十六條第二項第一号中「二十歳に達する前に使用された」とあるのは、「この法律の施行前に使用された」と読み替へるものとする。

九 前項に規定する者が六十歳に達した後六十四歳に達するまでの間又は同項に規定する者が六十五歳に達した後において同項の規定によりその者に支給すべき老齢年金

の額は、前項に規定する者が六十歳に達した後六十四歳に達するまでの間又は同項に規定する者が六十五歳に達した後において同項の規定によりその者に支給すべき老齢年金

の額が、その支給の際その者が法第三章第一節に規定する養老年金の受給権者であるとするれば、同節の規定によりその者に支給されることとなる養老年金の額に満たないときは、その者に支給する老齢年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による老齢年金の額に相当する額に当該満たない額を加算した額とする。

3 第一項に規定する者に同項の規定により支給すべき障害年金の額が、その者が法第三章第三節に規定する身体障害者年金の受給権者であるとするれば、同節の規定によりその者に支給されることとなる身体障害者年金の額に満たないときは、その者に支給する障害年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による障害年金の額に相当する額に当該満たない額を加算した額とする。

(損害賠償請求権)
第三條 法第九條の規定は、法の規定による年金を支給すべき事由が第三者の法の施行前の行為によつて生じた場合についても、適用するものとする。

(障害年金の支給制限)
第四條 法第二十五條第一項及び第二項(法第七十五條において準用する場合を含む。)の規定は、法の施行前に生じた障害年金の支給制限の事由についても、適用するものとする。

(他の法令による障害に関する給付との調整)
第五條 法第二十一條の規定による障害年金は、受給権者が当該傷病

について国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)

第十三條(他の法律において準用する場合を含む。)、公立学校の学校の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四十三号)

第三條第三号若しくは労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七條の規定による障害補償、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二條第一項第三号の規定による障害補償費、船員法(昭和二十二年法律第百号)第九十二條の規定による障害手当又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第四十條の規定による障害手当金の支給その他政令で定める法令による障害に関する給付を受ける権利を取得したときは、政令で定める期間、その支給を停止する。

(他の法令による死亡に関する給付との調整)
第六條 法第二十八條の規定による遺族年金は、受給資格者の死亡について国家公務員災害補償法第十五條(他の法律において準用する場合を含む。)、公立学校の学校の公務災害補償に関する法律第三條第四号若しくは労働基準法第七十九條の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号の規定による遺族補償費、船員法第九十三條の規定による遺族手当又は船員保険法第五十條の規定による遺族手当金の支給その他政令で定める法令による死亡に関する給付が行われるべきも

のであるときは、政令で定める期間、その支給を停止する。

第二章 厚生年金保険法の廃止に伴う経過措置
第七條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)は、廃止する。

(従前の保険給付)
第八條 法の施行の際、現に廃止前の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」といふ。)の規定による保険給付を受ける権利を有する者又は現に旧厚生年金保険法第四十二條第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者で同条の規定による老齢年金の支給を受けていないものに対する保険給付については、なお従前の例による。その者又はその者の遺族が死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族に対する保険給付については、また同様とする。

(従前の被保険者期間の換算)
第九條 法の施行の日の前日において旧厚生年金保険法による被保険者であつた者(旧厚生年金保険法第四十二條第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者を除く。)に対する普通年金に係る法の規定の適用については、その者は、労働者年金の受給資格者であつた者とみなして、その者の法の施行の日における当該被保険者であつた期間(その期間の計算については、旧厚生年金保

険法の規定による。)は、政令の定めるところにより、労働者年金の提出期間に換算するものとする。

この場合において、当該換算された提出期間に係る標準報酬については、政令で定めるところによる。

2 法の施行前に旧厚生年金保険法による被保険者であつた者で法の施行の日の前日までに当該被保険者の資格を喪失したもの(旧厚生年金保険法第六十九條の規定による脱退手当金の支給を受けた者及び同条ただし書の規定に該当した者を除く。)に対する普通年金に係る法の規定の適用についても、また前項と同様とする。

3 前条に規定する旧厚生年金保険法による障害年金の支給を受ける権利を有する者が第一項の規定の適用をも受けるべきときは、法による障害年金の計算については、同項の規定は、適用しない。

(標準報酬)
第十條 法の施行の日の前日において旧厚生年金保険法による被保険者であり、引き続き労働者年金の受給資格者となつた者については、法第五十一條の規定にかかわらず、旧厚生年金保険法によるその者の法の施行の日の前日における標準報酬に係る決定は、法による昭和三十四年十月から昭和三十五年九月までの期間に係る標準報酬の決定とみなす。ただし、当該標準報酬月額が一万八千円である者については、この限りでない。

(保険料)
第十一條 昭和三十四年九月以前の月に係る旧厚生年金保険法の規定による保険料の徴収については、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)
第十二條 法の施行前にした行為に対する旧厚生年金保険法の罰則の適用については、なお従前の例による。

第三章 船員保険法の改正に伴う経過措置
第十三條 船員保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條ノ三」を「第二十七條ノ二」に、

「第五節 老齢年金」を「第六節 老齢年金」に、

「第七節 障害年金」を「第八節 障害年金」に、

「第九節 遺族年金」を「第十節 遺族年金」に、

年金(第三十四條ノ三)を「第三十四條ノ二」に、

年金(第三十四條ノ二)を「第三十四條ノ一」に、

年金(第三十四條ノ一)を「第三十四條ノ一」に、

年金(第三十四條ノ一)を「第三十四條ノ一」に、

年金(第三十四條ノ一)を「第三十四條ノ一」に、

年金(第三十四條ノ一)を「第三十四條ノ一」に、

年金(第三十四條ノ一)を「第三十四條ノ一」に、

年金(第三十四條ノ一)を「第三十四條ノ一」に、

年金(第三十四條ノ一)を「第三十四條ノ一」に、

年金(第三十四條ノ一)を「第三十四條ノ一」に、

年金(第三十四條ノ一)を「第三十四條ノ一」に、

年金(第三十四條ノ一)を「第三十四條ノ一」に、

年金(第三十四條ノ一)を「第三十四條ノ一」に、

年金(第三十四條ノ一)を「第三十四條ノ一」に、

第五條第一項を次のように改める。

保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ徴収シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及保險給付ヲ受クル權利ハ二年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス。

第十九條ノ二第一項中「及其ノ期間ガ第三十四條第一項第二号ノ規定ニ依ル老齡年金ノ受給要件タル被保險者タリシ期間ニ算入セラルル被保險者ナルヤ否ヤ」を削る。

第二十條及び第二十一條を次のように改める。

第二十條及第二十一條 削除

第二十二條第三項ただし書及び第四項を削る。

第二十三條から第二十三條ノ三までを次のように改める。

第二十三條乃至第二十三條ノ三 削除

第二十三條ノ四中「第四十二條、第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金」を「遺族手当金」に、「其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル」を「之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタル」に改める。

第二十三條ノ五第一項各号列記以外の部分中「前條ノ一時金」を「遺族手当金」に、「依ルモノトス」を「依ル但シ父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニシ祖父父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ実父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニス」に、同項第二号及び第三号中「其ノ者ニ依

リ生計ヲ維持シタル」を「之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタル」に、同條第三項中「第一項及び前二項」を「前項」に、「前條ノ一時金」を「遺族手当金」に改め、同條第二項を削る。

第二十三條ノ六を次のように改める。

第二十三條ノ六 削除

第二十三條ノ七中「第二十三條ノ二、第二十三條ノ四乃至前條」を「第二十三條ノ四、第二十三條ノ五」に改める。

第二十三條ノ八を削る。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第二十四條ノ二及び第二十六條ただし書を削る。

第二十七條ノ二第二項中「第二十三條乃至第二十三條ノ三」を「第二十三條ノ四及第二十三條ノ五」に改め、同條第三項及び第二十七條ノ三を削る。

第三十一條第一項第一号中「障害年金又ハ障害手当金」を「国民年金法ニ依ル障害年金」に改める。

第三章第五節を次のように改める。

第五節 削除

第三十四條乃至第三十九條 削除

第三章第六節の節名中「障害年金及」を削る。

第四十條第一項中「被保險者」を「職務上ノ事由ニ因リ被保險者」に改め、「其ノ者ノ死亡ニ至ル迄障害年金ヲ支給シ別表第五ニ定ムル

程度ノ廢疾ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ」を削り、同條第三項を削る。

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 障害手当金ノ額ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ標準報酬月額ニ廢疾ノ程度ニ応ジ別表第一ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス

第四十一條ノ二及び第四十一條ノ三を削る。

第四十二條を次のように改める。

第四十二條 削除

第四十二條ノ二及び第四十二條ノ三を削る。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 障害手当金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル期間毎年之ヲ支給スルコトヲ得

第四十四條及び第四十五條を次のように改める。

第四十四條及第四十五條 削除

第四十五條ノ二及び第四十五條ノ三を削る。

第三章第七節及び第八節を次のように改める。

第七節及第八節 削除

第四十六條乃至第四十九條 削除

第三章第九節の節名中「遺族年金」を「遺族手当金」に改める。

第五十條から第五十條ノ三までを次のように改める。

第五十條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ職務上ノ事由ニ因ル

疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ三年以内ニ死亡シタルトキハ其ノ者ノ遺族ニ對シ遺族手当金ヲ支給ス

第五十條ノ二 遺族手当金ノ額ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ標準報酬月額ノ三十六月分ニ相当スル金額トス

第五十條ノ三 遺族手当金ノ支給ニ関シテハ第四十三條ノ規定ヲ準用ス

第五十條ノ四から第五十條ノ六までを次のように改める。

第五十條ノ四乃至第五十條ノ六 削除

第五十一條第一項中「障害年金」を削り、同條同項中「遺族年金、寡婦年金、寡夫年金、遺児年金」並びに同條第二項中「第四十二條、第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金、遺族年金、寡婦年金、寡夫年金、遺児年金」及び「遺族年金、寡婦年金、寡夫年金若ハ遺児年金」を「遺族手当金」に改める。

第五十二條中「障害年金」を削る。

第五十七條を次のように改める。

第五十七條 削除

第五十八條第一項を次のように改める。

国庫ハ失業保險金ノ支給ニ要スル費用ノ三分ノ一ヲ負担ス

第五十九條第五項第一号中「百六十六」を「百三十一」に、同條同

項第二号中「百五十」を「百十五」に改め、同條同項第三号及び同條第三項を削る。

第六十條第一項第一号中「百六十六分ノ五十一・五」を「百三十一分ノ三十四」に、「百六十六分ノ百四・五」を「百三十一分ノ九十七」に、同條同項第二号中「百五十分ノ四十三・五」を「百五十分ノ二十六」に、「百五十分ノ百六・五」を「百五十分ノ八十九」に改め、同條第二項を削る。

第六十一條ただし書及び第六十二條ノ二第一項ただし書を削る。

第六十八條第五号中「本文」を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一

廢疾ノ程度	月 數
一級	四八月
二級	四二
三級	三九
四級	三六
五級	三三
六級	三〇
七級	二五
八級	二〇
九級	一五
一〇級	一二
一一級	九
一二級	六
一三級	四
一四級	二

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二及別表第三 削除

別表第四を次のように改める。

別表第四

障害手当金ヲ支給スベキ程度ノ廢疾ノ状態

廢疾ノ程度ノ番号ノ廢疾ノ状態

一級	二級	三級	四級	五級
一 兩眼ヲ失明シタルモノ 咀嚼及言語ノ機能ヲ廢シタルモノ 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ 胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ 半身不随ト為リタルモノ 一上肢ヲ肘関節以上ニテ失ヒタルモノ 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 一兩下肢ヲ膝関節以上ニテ失ヒタルモノ 一兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ 兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ 一上肢ヲ腕関節以上ニテ失ヒタルモノ 一兩下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ 胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ 十指ヲ失ヒタルモノ	一 兩眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 咀嚼及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 鼓膜ノ全部ノ欠損其ノ他ニ因リ兩耳ヲ全ク聾シタルモノ 一上肢ヲ肘関節以上ニテ失ヒタルモノ 一兩下肢ヲ膝関節以上ニテ失ヒタルモノ 十指ノ用ヲ廢シタルモノ 兩足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 一上肢ヲ腕関節以上ニテ失ヒタルモノ 一兩下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 一兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 十趾ヲ失ヒタルモノ

六級	七級	八級
一 兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力ガ耳鼓ニ接セザレバ大 聲ヲ解シ得ザルモノ 脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ殘スモノ 一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ 一兩下肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ 鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力四十軒以上ニテハ尋常 ノ語ヲ解シ得ザルモノ 精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザ ルモノ 一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指ヲ失 ヒタルモノ 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ 一足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ 十趾ノ用ヲ廢シタルモノ 女子ノ外観ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ 兩側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ	一 一眼失明シ又ハ一眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ 脊柱ニ運動障害ヲ殘スモノ 神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ 得ザルモノ 一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ 一手ノ拇指及示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタ ルモノ 一下肢ヲ五種以上短縮シタルモノ 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ 一兩下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ 一上肢ニ仮関節ヲ殘スモノ 一兩下肢ニ仮関節ヲ殘スモノ 一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ 脾臓又ハ一側ノ腎臓ヲ失ヒタルモノ

九 級									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
両眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	両眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	両眼ニ半盲症、視野狭窄又ハ視野変状ヲ残スモノ	両眼ノ眼瞼ニ著シキ欠損ヲ残スモノ	鼻ヲ欠損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ	咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ残スモノ	鼓膜ノ全部ノ欠損其ノ他ニ因リ一耳ヲ全ク聾シタルモノ	一手ノ拇指ヲ失ヒタルモノ、示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ拇指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ヲ失ヒタルモノ
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ残スモノ	十四齒以上ニ対シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ一耳ノ聴力耳鼓ニ接セザレバ大声ヲ解シ得ザルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノ	一下肢ヲ三趾以上短縮シタルモノ	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ヲ失ヒタルモノ	一上肢ノ三大関節中ノ一関節ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ	一下肢ノ三大関節中ノ一関節ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ
一〇 級									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
両眼ノ眼瞼ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ残スモノ	両眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ残スモノ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ欠損ヲ残スモノ	鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ一耳ノ聴力四十種以上ニテハ尋常ノ話ヲ解シ得ザルモノ	脊柱ニ畸形ヲ残スモノ	一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ環指及示指以外ノ二指ノ用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ	胸腹部臓器ニ障害ヲ残スモノ	
一一 級									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
一眼ノ眼瞼ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ残スモノ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ残スモノ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ欠損ヲ残スモノ	鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ一耳ノ聴力四十種以上ニテハ尋常ノ話ヲ解シ得ザルモノ	脊柱ニ畸形ヲ残スモノ	一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ環指及示指以外ノ二指ノ用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ	胸腹部臓器ニ障害ヲ残スモノ	

備考

一 各級各号又ハ各号ノ一ニ該当セザルモノニ相当スル廃疾ノ状態ト認メラ

二 視力ノ測定ハ万国式視力表ニ依ル屈折異状アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス

三 指ヲ失ヒタルモノトハ握指ノ指関節、其ノ他ノ指ハ第一指関節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

四 指ノ用ヲ廃シタルモノトハ指ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指関節若ハ第一指関節（握指ニ在リテハ指関節）ニ著シキ運動障害ヲ残スモノヲ謂フ

五 趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

六 趾ノ用ヲ廃シタルモノトハ第一趾ハ末節ノ半以上、其ノ他ノ趾ハ末節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ蹠趾関節若ハ第一趾関節（第一趾ニ在リテハ趾関節）ニ著シキ運動障害ヲ残スモノヲ謂フ

別表第五を次のように改める。
別表第五 削除
（従前の保険給付）

第十四条 法の施行の際、現に改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）の規定による老齢年金、障害年金（船員法による災害

補償に相当するものを除く。）、障害手当金（船員法による災害補償に相当するものを除く。）、脱退手当金、寡婦年金、鰥夫年金、遺児年金、遺族年金（船員法による災害補償に相当するものを除く。）、若しくは旧船員保険法第四十二条、第四十三条ノ三若しくは第五十条ノ六の規定による一時金の支給を受ける権利を有する者又は現に旧船員保険法第三十四条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者で同条の規定による老齢年金の支給を受けていないものに対する保険給付については、なお従前の例による。その者又はその者の遺族が死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族に対する保険給付についても、また同様とする。

（従前の被保険者期間の換算）
第十五条 法の施行の日の前日において旧船員保険法による被保険者であつた者（旧船員保険法第三十四条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者）を除く。に對する普通年金に係る法の規定の適用については、第九條第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「旧厚生年金保険法」とあるのは、「旧船員保険法」と読み替へるものとする。

2 法の施行前に旧船員保険法による被保険者であつた者で法の施行の日の前日までに当該被保険者の資格を喪失したもの（旧船員保険法第四十六条第一項の規定による脱退手当金の支給を受けた者並びに

同条第三項及び第四項の規定に該当した者を除く。）に對する普通年金に係る法の規定の適用についても、また前項と同様とする。

3 前条に規定する旧船員保険法による障害年金の支給を受ける権利を有する者が第一項の規定の適用をも受けるべきときは、法による障害年金の計算については、同項の規定は、適用しない。

（標準報酬）
第十六条 法の施行の日の前日において旧船員保険法による被保険者であり、引き続き労働者年金の受給資格者となつた者については、法第五十一条の規定にかかわらず、旧船員保険法によるその者の法の施行の日の前日における標準報酬月額に係る決定は、法による昭和三十四年十月から昭和三十五年九月までの期間に係る標準報酬月額の決定とみなす。ただし、当該標準報酬月額が五千円又は三万六千円である者については、この限りでない。

（保険料）
第十七条 昭和三十四年九月以前の月に係る旧船員保険法の規定による保険料の徴収については、なお従前の例による。

（従前の行為に對する罰則の適用）
第十八条 法の施行前にした行為に對する旧船員保険法の罰則の適用については、なお従前の例による。

（農林漁業団体職員共済組合の解散）
第二十条 農林漁業団体職員共済組合は、法の施行の日に解散するものとし、その権利義務は、国が承継する。

2 前項の規定による農林漁業団体職員共済組合の解散の登記については、登録税を課さない。

3 前二項の規定による農林漁業団体職員共済組合の解散に關して必要な事項は、政令で定める。

（従前の保険給付）
第二十一条 法の施行の際、現に廃止前の農林漁業団体職員共済組合（以下「旧農林漁業団体職員共済組合」という。）の規定による給付を受ける権利を有する者又は現に次の各号のいずれかに該当する者で旧農林漁業団体職員共済組合法第三十六条の規定による退職年金の支給を受けていないものに対する給付については、なお従前の例による。その者又はその者の遺族が死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族に對する給付についても、また同様とする。

一 旧農林漁業団体職員共済組合法第三十六条第一項ただし書の規定に該当する者

二 旧農林漁業団体職員共済組合法による組合員であつた期間

（任意継続組合員であつた期間を含む。）が二十年以上である組合員

（従前の組合員であつた期間の換算）
第二十二條 法の施行の日の前日において旧農林漁業団体職員共済組合法による組合員であつた者（前条第二号に規定する者を除く。）に對する普通年金に係る法の規定の適用については、第九條第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「旧厚生年金保険法」とあるのは、「旧農林漁業団体職員共済組合法」と読み替へるものとする。

（標準報酬）
第二十三条 法の施行の日の前日において旧農林漁業団体職員共済組合法による組合員であり、引き続き労働者年金の受給資格者となつた者については、法第五十一条の規定にかかわらず、旧農林漁業団体職員共済組合法によるその者の法の施行の日の前日における標準給付の決定は、法による昭和三十四年十月から昭和三十五年九月までの期間に係る標準報酬の決定とみなす。ただし、当該標準給付の月額が五千二千円である者については、この限りでない。

（保険料）
第二十四条 昭和三十四年九月以前の月に係る旧農林漁業団体職員共済組合法の規定による掛金の徴収については、なお従前の例による。

（従前の行為に對する罰則の適用）
第二十五条 法の施行前にした行為に對する旧農林漁業団体職員共済

（農林漁業団体職員共済組合の解散）
第二十条 農林漁業団体職員共済組合は、法の施行の日に解散するものとし、その権利義務は、国が承継する。

2 前項の規定による農林漁業団体職員共済組合の解散の登記については、登録税を課さない。

3 前二項の規定による農林漁業団体職員共済組合の解散に關して必要な事項は、政令で定める。

（従前の保険給付）
第二十一条 法の施行の際、現に廃止前の農林漁業団体職員共済組合（以下「旧農林漁業団体職員共済組合」という。）の規定による給付を受ける権利を有する者又は現に次の各号のいずれかに該当する者で旧農林漁業団体職員共済組合法第三十六条の規定による退職年金の支給を受けていないものに対する給付については、なお従前の例による。その者又はその者の遺族が死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族に對する給付についても、また同様とする。

一 旧農林漁業団体職員共済組合法第三十六条第一項ただし書の規定に該当する者

二 旧農林漁業団体職員共済組合法による組合員であつた期間

（任意継続組合員であつた期間を含む。）が二十年以上である組合員

（従前の組合員であつた期間の換算）
第二十二條 法の施行の日の前日において旧農林漁業団体職員共済組合法による組合員であつた者（前条第二号に規定する者を除く。）に對する普通年金に係る法の規定の適用については、第九條第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「旧厚生年金保険法」とあるのは、「旧農林漁業団体職員共済組合法」と読み替へるものとする。

（標準報酬）
第二十三条 法の施行の日の前日において旧農林漁業団体職員共済組合法による組合員であり、引き続き労働者年金の受給資格者となつた者については、法第五十一条の規定にかかわらず、旧農林漁業団体職員共済組合法によるその者の法の施行の日の前日における標準給付の決定は、法による昭和三十四年十月から昭和三十五年九月までの期間に係る標準報酬の決定とみなす。ただし、当該標準給付の月額が五千二千円である者については、この限りでない。

（保険料）
第二十四条 昭和三十四年九月以前の月に係る旧農林漁業団体職員共済組合法の規定による掛金の徴収については、なお従前の例による。

（従前の行為に對する罰則の適用）
第二十五条 法の施行前にした行為に對する旧農林漁業団体職員共済

組合法の罰則の適用については、なお従前の例による。

第五章 恩給法等との調整

(恩給公務員等に対する法と恩給法等との適用関係)

第二十六条 法の施行の際現に恩給

法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員、他の法令により当該公務員とみなされる者その他法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員(以下単に「恩給公務員」という。)である者については、法は、適用しない。法の施行の際現に恩給に関する法令の規定による年金である恩給を受ける権利を有する者についても、また同様とする。

2 前項前段に規定する者が法の施行の日以後退職(死亡以外の事由により恩給公務員としての身分を失うこと)をいう。以下本条において同じ。した場合には、同項に規定する恩給に関する法令の規定による年金である恩給を受ける権利が生じないときは、当該退職後は、同項前段の規定にかかわらず、当該退職した者には法の適用があるものとし、かつ、その者は、労働者年金の受給資格者であつたとみなして、その者の恩給公務員、従前の宮内官の恩給規程による宮内職員又は恩給法第八十四条に掲げる法令の規定により恩給、退職料その他これらに準ずるものを給すべきものとされている公務員として在職した期間(法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職するものとみなされる期間を含む。)は、

政令の定めるところにより、労働者年金の拠出期間に換算するものとする。この場合において、当該換算された拠出期間に係る標準報酬については、政令で定めるところによる。

3 前項の規定により法の適用がある者には、恩給に関する法令の規定による一時恩給を給しない。

(恩給法の一部改正)

第二十七条 恩給法の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第五十五条 昭和三十四年十月一日以後第十九条に規定する公務員トナリタル者ニ付テハ本法ヲ適用セズ但シ当該公務員トシテ再就職シタル者(国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律第二十六条第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ヲ除ク)ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六章 国家公務員共済組合法等との調整

(組合員等に対する法と国家公務員共済組合法等との適用関係)

第二十八条 法の施行の際現に国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の長期給付に関する規定の適用を受けている組合員については、法は、適用しない。法の施行の際現に国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の規定による年金である給付を受ける権利を有する者についても、また同様とする。

2 前項前段に規定する者が法の施行の日以後退職(国家公務員共済組合法に規定する退職をいう。以下本条において同じ)した場合には、長期給付のうち、年金である給付を受ける権利が生じないときは、当該退職後は、同項前段の規定にかかわらず、当該退職した者には法の適用があるものとし、かつ、その者は、労働者年金の受給資格者であつたとみなして、その者の組合員期間は、政令の定めるところにより、労働者年金の拠出期間に換算するものとする。この場合において、当該換算された拠出期間に係る標準報酬については、政令で定めるところによる。

3 前項の規定により法の適用がある者には、国家公務員共済組合法の規定による退職一時金を支給しない。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十九条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第二十条の次に次の一条を加える。

(昭和三十四年十月一日以後職員となつた者の取扱)

第二十条の二 昭和三十四年十月一日以後職員(職員とみなされる者を含む。以下この条において同じ)となつた者については、長期給付に関する規定は、適用しない。ただし、再び当該職員となつた者(国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律(昭和三十四

年法律第 号)第二十八条第二項の規定の適用を受ける者を除く)については、この限りでない。

第七章 公共企業体職員等共済組合法との調整

(組合員等に対する法と公共企業体職員等共済組合法との適用関係)

第三十条 法の施行の際現に公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の長期給付に関する規定の適用を受けている組合員については、法は、適用しない。法の施行の際現に公共企業体職員等共済組合法の規定による年金である給付を受ける権利を有する者についても、また同様とする。

2 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項前段に規定する者について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「国家公務員共済組合法」とあるのは、「公共企業体職員等共済組合法」と読み替へるものとする。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第三十一条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の次に次の一条を加える。

(昭和三十四年十月一日以後職員となつた者の取扱)

第三十二条の二 昭和三十四年十月一日以後職員となつた者及び第十三条の規定による運営規則の定める者となつた者について

は、長期給付に関する規定は、適用しない。ただし、再びこれらの者となつた者(国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第三十条第二項において準用する同法第二十八条第二項の規定の適用を受ける者を除く)については、この限りでない。

第八章 市町村職員共済組合法との調整

(組合員等に対する法と市町村職員共済組合法との適用関係)

第三十二条 法の施行の際現に市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受けている組合員については、法は、適用しない。法の施行の際現に市町村職員共済組合法の規定による年金である給付を受ける権利を有する者についても、また同様とする。

2 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項前段に規定する者について準用する。この場合において、同条第二項中「国家公務員共済組合法」とあるのは、「市町村職員共済組合法」と読み替へるものとする。

(市町村職員共済組合法の一部改正)

第三十三条 市町村職員共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第四十二項を附則第四十三項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第四十一項の次に次の一項を加える。

(昭和三十四年十月一日以後職員となつた者の取扱)

42 昭和三十四年十月一日以後職員となつた職については、退職給付、廃疾給付及び遺族給付に

関する規定は、適用しない。ただし、再び当該職員となつた者(国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律(昭和三十四年法律第

号)第三十二条第二項において準用する同法第二十八條第二項の規定の適用を受ける者を除く。)については、この限りでない。

第九章 私立学校教職員共済組合法との調整

(組合員等に対する法と私立学校教職員共済組合法との適用関係)

第三十四条 法の施行の際現に私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定の適用を受けている組合員については、法は、適用しない。法の施行の際現に私立学校教職員共済組合法の規定による年金である給付を受ける権利を有する者について、また同様とする。

2 第二十八條第二項及び第三項の規定は、前項前段に規定する者について準用する。この場合において、同条第二項中「国家公務員共済組合法」とあるのは「私立学校教職員共済組合法」と、「長期給付」とあるのは「退職給付、廃疾給付

及び遺族給付」と、同条第三項中「国家公務員共済組合法」とあるのは「私立学校教職員共済組合法」第二十五條の二において準用する国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)と読み替へるものとする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第三十五條 私立学校教職員共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第二十五項を附則第二十六項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第二十四項の次に次の一項を加える。

(昭和三十四年十月一日以後教職員等となつた者の取扱)

25 昭和三十四年十月一日以後教職員等となつた者については、退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定は、適用しない。ただし、再び当該教職員等となつた者(国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律(昭和三十四年法律第

号)第三十四條第二項において準用する同法第二十八條第二項の規定の適用を受ける者を除く。)については、この限りでない。

第十章 地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する法令との調整

第三十六條 法の施行の際現に地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する法令の適用を受けている者及び法の施行後当該法令の適用を受けることとなる者について

の法の規定による年金の支給と当該法令による年金等の支給との調整に關しては、第八章の規定に準じて、政令で定める。

用を受けることとなる者について

(登録税法の一部改正)

第三十七條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「農林漁業団体職員共済組合、及び農林漁業団体職員共済組合」を削り、同条第十八号中「農林漁業団体職員共済組合」を削り、同条第二十三号ノ二を削る。

(印紙税法の一部改正)

第三十八條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ七を削る。

(健康保険法の一部改正)

第三十九條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十七條ノ三第一号を次のように改める。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第

号)ニ依ル障害年金ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

私立学校教職員共済組合」に改める。

第八條第六項第二号を次のように改める。

二 国民年金法第四十六條の規定により事業主が納付すべき労働者年金税のうち国家公務員以外の労働者年金の受給資格者が負担する費用、同法第四十七條の規定により国家公務員である労働者年金の受給資格者が負担する納付金及び一般国民年金税の規定による一般国民年金税

第八條第六項第六号の五を削る。

第九條第二項中「第六号の五」を「第六号の四」に改める。

(法人税法の一部改正)

第四十一條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「私立学校教職員共済組合並びに農林漁業団体職員共済組合」を並びに私立学校教職員共済組合に改める。

(地方財政法の一部改正)

第四十二條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條の四第七号中「厚生年金保険」を「国民年金」に改める。

(社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正)

第四十四條 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條中「船員保険事業及び厚生年金保険事業」を「及び船員保険事業」に改める。

第三條第一項第一号及び第二号中「船員保険」に改める。

第七條中「船員保険事業又は厚生年金保険事業」を「又は船員保険事業」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第四十五條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)」第八十七條第一項を削る。

(地方税法の一部改正)

第四十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「私立学校教職員共済組合並びに農林漁業団体職員共済組合」を「並びに私立学校教職員共済組合」に改める。

「保険給付」の下に「及び年金」を加える。

第六百七十二条第三号中「厚生年金保険法」を削り、「失業保険法」の下に「並びに国民年金法」を、「保険給付」の下に「及び年金」を加える。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第四十七条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十三条及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第九十条」と及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十三条に改める。

第三条中「、船員保険法第六十三条又は厚生年金保険法第九十条」と及び船員保険法第六十三条に改める。

第十九条中「、船員保険法第六十三条及び厚生年金保険法第九十条」と及び船員保険法第六十四條及び厚生年金保険法第九十一条」と及び船員保険法第六十四条に改める。

第三十条中「、船員保険及び厚生年金保険」を「及び船員保険」に改める。

第三十二条第一項中「、船員保険法第六十三条第一項又は厚生年金保険法第九十条第一項」と又は船員保険法第六十三条第一項に、同条第二項中「、船員保険法第六十

三条第二項又は厚生年金保険法第九十条第二項」と又は船員保険法第六十三条第二項に、同条第三項中「、船員保険法第六十四條又は厚生年金保険法第九十一条」と又は船員保険法第六十四條に、同条第六項中「、船員保険法第十二条ノ二第一項及び厚生年金保険法第八十六条第五項」と及び船員保険法第十二条ノ二第一項に改める。
（国民金融公庫が行う恩給担保金に關する法律の一部改正）
第四十八条 国民金融公庫が行う恩給担保金に關する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第十九条（組合の給付）」を「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に關する法律（昭和三十四年法律第 号）第二十一条（従前の保険給付）」に改める。
（厚生年金保険及び船員保険交渉法の廃止）
第四十九条 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）は、廃止する。
第十二章 雑則
（政令への委任）
第五十条 この法律に規定するもののほか、法及びこの法律の施行に關して必要な事項は、政令で定める。
附 則
この法律は、法の施行の日から施行する。

昭和三十四年二月二十一日印刷

昭和三十四年二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局